

# 埋蔵文化財試掘調査報告 XIV

香川県内遺跡発掘調査

平成13年 3月

香川県教育委員会

## 例 言

1. 本書は香川県教育委員会が平成12年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成12年度の調査対象地は、国道438号建設予定地、県道建設・改良予定地のうち岡田丸亀線、豊島循環線、込野観音寺線、紫雲出山線、中徳三谷高松線、高松志度線、多度津丸亀線、国事業予定地で高松家庭裁判所移転予定地、県事業予定地で高松圏域健康中核生きがい施設(仮称)整備予定地、河川改修大束川改修工事予定地、四国横断自動車道等関連緊急整備事業古川改修工事予定地、土庄高等学校校舎改築工事予定地、坂出警察署与島駐在所新築工事予定地、さらに、県営農業基盤整備事業のうち、県営ほ場整備事業で綾南南部地区、綾上山田地区、農地防災事業で北条池改修事業予定地、県営農道整備事業で西讃南部広域農道整備事業予定地である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課、係長 西岡達哉、文化財専門員 森格也、文化財専門員 宮崎哲治が担当した。
4. 本書の執筆は調査の分担に応じて以下のように行い、全体編集は宮崎が担当した。

第4章(2)5・6	西岡
第3章(2)2～6、第4章(2)2・3・4、第5章(2)3・4	森
上記以外	宮崎
5. 本書の挿図の一部には国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、国土交通省香川工事事務所、高松高等裁判所会計課、香川県土木部道路建設課、河川課、横断道対策総室、香川県長尾土木事務所、香川県高松土木事務所、香川県坂出土木事務所、香川県善通寺土木事務所、香川県観音寺土木事務所、香川県教育委員会高校教育課、香川県健康福祉部長寿社会対策課、香川県警察本部会計課、香川県農林水産部土地改良課、香川県綾歌土地改良事務所、香川県三豊土地改良事務所、中国四国農政局香川農地防災事業所、高松市、三木町、綾南町、大野原町の各教育委員会、その他地元関係各位及び(財)香川県埋蔵文化財調査センターの協力を得た。

# 目 次

第1章	平成12年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯	1
第2章	国道バイパス等建設予定地内の調査	
(1)	はじめに	4
(2)	調査の概要	
1	国道438号	4
第3章	県道建設予定地内の調査	
(1)	はじめに	6
(2)	調査の概要	
1	岡田丸亀線	6
2	豊島循環線	8
3	込野観音寺線	10
4	紫雲出山線	12
5	中徳三谷高松線	14
6	高松志度線	19
7	多度津丸亀線	21
第4章	国・県事業予定地内の調査	
(1)	はじめに	23
(2)	調査の概要	
1	高松圏域健康中核生きがい施設（仮称）建設	23
2	高松家庭裁判所移転	25
3	大束川改修	27
4	古川改修	30
5	土庄高等学校校舎改築	32
6	与島駐在所新築	34
第5章	農林事業等予定地内の調査	
(1)	はじめに	36
(2)	調査の概要	
1	県営ほ場整備（綾南南部地区）	36
2	県営ほ場整備（綾上山田地区）	43
3	北条池改修	46
4	西讃南部広域農道整備	48

# 第 1 章 平成12年度 香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るため、昭和58年度以来、過去15回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年度以降、県道建設事業や県営ほ場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に伴う適切な埋蔵文化財の保護に努めてきた。平成7年度には整備が急がれている四国横断自動車道(津田～引田間)建設予定地内の分布調査を実施し、広域な大型事業にも随時対応を図っている。さらに平成8年度には県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを主眼におき、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している（註）。

平成12年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、国・県事業及び農林事業等予定地を対象として事業を実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間の事業計画を照会し、回答のあった事業に対し、遺跡地図と照合した結果を第2表のとおり回答している。その後、回答結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に埋蔵文化財の保護に係る必要な協議資料を得てきたものである。

なお、事業実施機関は、香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の発掘調査体制は下記のとおりである。

香川県教育委員会文化行政課	総括	課長	小原克己
		課長補佐	小国史郎
	総務	副主幹	廣瀬常雄
		係長	中村禎伸
		主査	三宅陽子
	埋蔵文化財	主事	亀田幸一
		係長	西岡達哉
		文化財専門員	森 格也
		文化財専門員	宮崎哲治

(註) 各年度の内容に関しては各報告を参照のこと。なお、平成11年度の『埋蔵文化財試掘調査報告XIII』に以前の内容をまとめた一覧表があるので参照されたい。

実施年度	調査対象地	調査の方法	調査の目的	報告書の名称
平成11年度	A 国道事業(国道438号線) 予定地内 B 県道事業(高松志度線ほか3路線) 予定地内 C 国・県事業(たまも園増築事業ほか3事業) 予定地内 D 農業基盤整備事業等(綾南南部地区ほか2事業) 予定地内	分布調査 試掘調査	A～D 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告 13香川県内遺跡発掘調査

第 1 表 平成11年度遺跡詳細分布調査等の概要

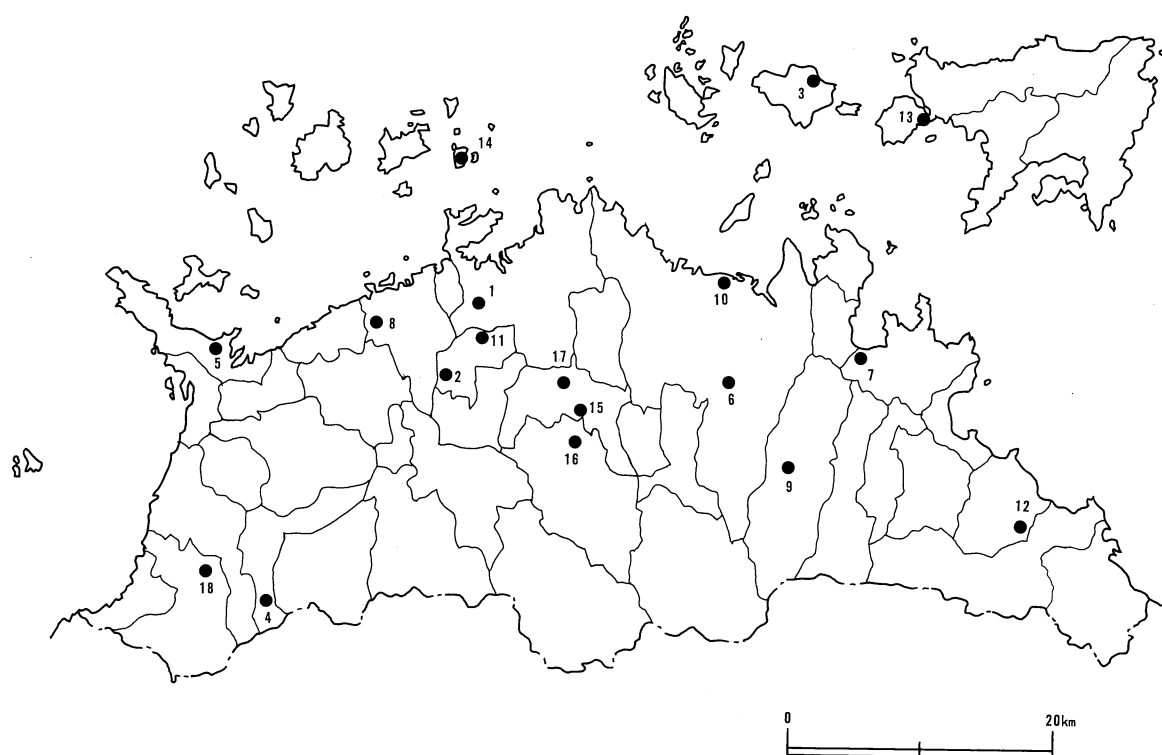
(回答様式)

区 分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取り扱い要領
史 A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。ついては、事前にその取り扱いについて当課と協議願います。
A	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前のできるだけ早い段階で当課と協議願います。
B	事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
C	事業予定地及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
D	工事実施中に出土品の出土等により、新たに遺跡と認められるものを発見した場合には文化財保護法第57条の6第1項の規定による遺跡発見の通知を事業地の市町教育委員会に提出するとともに、その取り扱いについて、当課と協議願います。

(遺跡地図との照合結果)

事業区分	史 A	A	B	C	D	合計
国事業関連	0	10	2	0	0	12
県道事業関連	9	18	24	33	173	257
その他県事業関連	5	19	31	47	158	260
農林事業関係	1	30	51	77	159	318
合計事業数	15	77	108	157	490	847

第2表 平成12年度対象事業の取り扱い結果一覧



第1図 調査地位置図 (番号は第3表に対応する)

事業区分	事業名	番号	所在地	調査期間		面積 (m <sup>2</sup> )	確認内容			
				分布調査	試掘調査		遺跡名	種別	時代	保護措置
A. 国道事業	国道438号線道路改築	1	坂出市川津町	10月4日	10月10日	30	川津下樋東遺跡	集落跡	中世	約640m <sup>2</sup> 記録保存予定
	岡田丸亀線道路局部改修	2	飯山町東小川	6月2日	6月8日	50	—	—	—	事前の保護措置不要
	豊島循環線道路特殊改良第一種	3	土庄町豊島	5月18日	6月1日	30	—	—	—	事前の保護措置不要
	込野観音寺線道路改修	4	山本町河内	5月26日	6月7日	50	—	—	—	事前の保護措置不要
	紫雲出山線緊急地方道路整備	5	詫間町詫間	9月14日	9月28日	40	本村中遺跡	集落跡	縄文・古代～中世	約1,600m <sup>2</sup> 記録保存予定
B. 県道事業	中徳三谷高松線緊急地方道路整備	6	高松市上林町・三谷町	9月28日 1月5日	10月2～5日 1月10日	50 170 60 60	上林遺跡 北野遺跡 鎌野西遺跡 中原遺跡	集落跡 集落跡 集落跡 集落跡	中世 弥生・中世 弥生・中世 弥生～中世	約50m <sup>2</sup> 記録保存予定 約170m <sup>2</sup> 記録保存予定 約60m <sup>2</sup> 記録保存予定 約60m <sup>2</sup> 記録保存予定
	高松志度線緊急地方道路整備	7	志度町志度	10月6日	10月11日	60	—	—	—	事前の保護措置不要
	多度津丸亀線緊急地方道路整備	8	丸亀市今津町・津森町	10月6日	10月12日	85	中原遺跡	集落跡	古代	約1,500m <sup>2</sup> 記録保存予定
	高松園域健康中核生きがい施設 (仮称)整備	9	三木町水上	9月12日	9月19日	30	—	—	—	事前の保護措置不要
C. 国・県事業	高松家庭裁判所移転	10	高松市丸の内	5月18日	5月25日	14	高松城跡	城郭	近世	約700m <sup>2</sup> 記録保存予定
	河川改修大東川改修工事	11	飯山町東坂元	9月13日	9月21日 10月16日	85	—	—	—	事前の保護措置不要
	四国横断自動車道等関連緊急整備 事業古川河川改修工事	12	大内町川東	9月21日	9月26～27日	130	原間遺跡	生産遺跡	古代	約240m <sup>2</sup> 記録保存予定
	土庄高等学校校舎改築工事	13	大庄町甲	10月2日	10月6日	54	—	—	—	事前の保護措置不要
	坂出警察署与島駐在所新築工事	14	坂出市与島町	10月9日	10月16日	30	大洲浜遺跡	生産遺跡	古墳	事前の保護措置不要
D. 農林事業等	県営ほ場整備(綾南南部地区)	15	綾南町陶	5月9日 7月3日 8月23日 11月21日 12月27日	5月15日 7月13～14日 8月25・30日 11月30日 1月10～11日	30 100 75 100 175	向原遺跡 深地繁跡(灰原) — — 重清1号塚	集落跡 生産遺跡 — — 塚	弥生 古代 — — 中世	約30m <sup>2</sup> 記録保存終了 約100m <sup>2</sup> 記録保存終了 事前の保護措置不要 事前の保護措置不要 約1m <sup>2</sup> 記録保存終了
	県営ほ場整備(綾上山田地区)	16	綾上町山田下	11月30日	12月4～5日	110	北代遺跡 内又遺跡	集落跡 集落跡	古代～中世 古代～中世	約5,500m <sup>2</sup> 盛土保存 約3,200m <sup>2</sup> 盛土保存
	北条池改修	17	綾南町萱原	8月25日	8月30～31日	10	北条池瓦窯跡	生産遺跡	古代	事前の保護措置不要
	県営広域農道整備(西讃南部地区)	18	大野原町丸井	9月11日	9月18～20日	76	雨之宮神社南古墳	古墳	古墳	路線変更で協議中

第3表 香川県内遺跡発掘調査総括表

## 第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

### (1) はじめに

国道バイパス等建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と国土交通省香川工事事務所及び県土木部道路建設課との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。中讃地域の主要幹線道路として整備が進む国道32号線（綾歌・綾南バイパス）については国土交通省と随時調整が進められ、綾歌町内区間で今年度予備調査を実施しているが、新たな埋蔵文化財包蔵地は確認していない。

また、一般国道改良事業では県道路建設課との協議に基づき国道438号線（坂出市川津町区間）で昨年度に引き続いて試掘調査を実施した。

### (2) 調査の概要

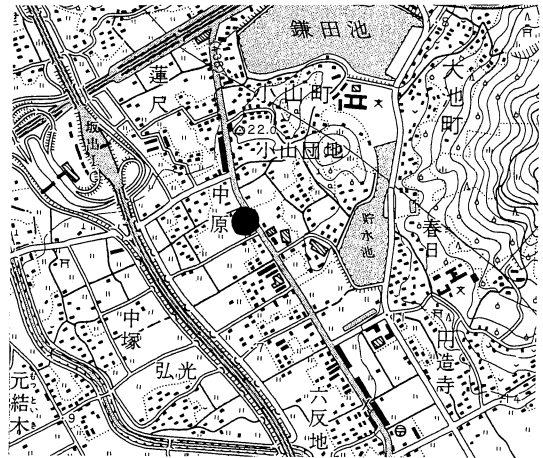
#### 1. 国道438号

##### (位置と経緯)

坂出市内の国道438号線の道路改良事業は、現道の拡幅工事である。用地買収がまとまって完了した地点の試掘調査などを平成5年度から継続して実施しており、これまでに「川津川西遺跡」「川津井手の上遺跡」「川津六反地遺跡」「川津昭和遺跡」等の内容が明らかになってきている。今年度に試掘調査を行ったのは「川津昭和遺跡」の北方約200mの地点にあたる。

##### (調査結果及びまとめ)

調査は3カ所のトレンチを設定して実施した。調査面積は約30㎡で、各トレンチの概要は第4表の通りである。1・3トレンチで検出した淡黒色粘土層の下位に存在した地山層の黄色粘土は2トレンチでは耕作土直下で認められたことから、1・3トレンチは微高地の縁辺部の低地帯であり、その間には微高地が存在していたことが判明した。1トレンチでは淡黒色粘土上面から弥生後期の土器片を採取しており、同時代に低地帯の埋積が進んだものと思われる。3トレンチで



第2図 調査位置図（「丸亀」）

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.2×7.0	なし	弥生土器	旧耕作土下に微高地縁辺部の低地帯と判断できる淡黒色粘土があり、その下位は地山層となる。淡黒色粘土上面で弥生後期土器片が出土。
2	1.0×7.0	溝1	なし	旧耕作土直下に地山層（黄色粘土）が存在し、上面で南北方向の溝の痕跡を確認。
3	1.4×12.0	柱穴1	なし	1トレンチ同様、微高地縁辺部の低地帯と判断できる淡黒色粘土層上面で近世以降？の柱穴1基を確認。低地帯は東西方向。

第4表 各トレンチの概要

は淡黒色粘土上で近世以降と思われる柱穴を1基確認していることから、近世頃には埋積も完了し土地が安定化していたことがうかがえる。微高地上は一部しか調査できなかったが、2トレンチでは後世の削平を被っているものの南北方向の溝を確認していることから、微高地上に遺構が存在する可能性は高いと思われる。

以上のことから、遺構・遺物を確認した1・2トレンチについて文化財保護法に基づく保護措置が必要である。なお、遺跡は小字名より「川津下樋東遺跡（かわつしもといひがしいせき）」と呼称する。また、用地買収が進んでいない2・3トレンチ間についても同遺跡が連続する可能性が高いことから、今後の試掘調査が必要と判断される。

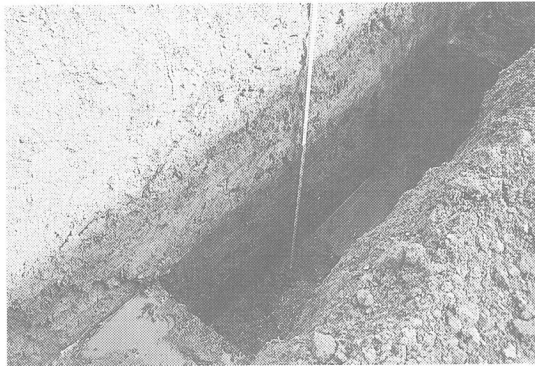


写真1 1トレンチ断面

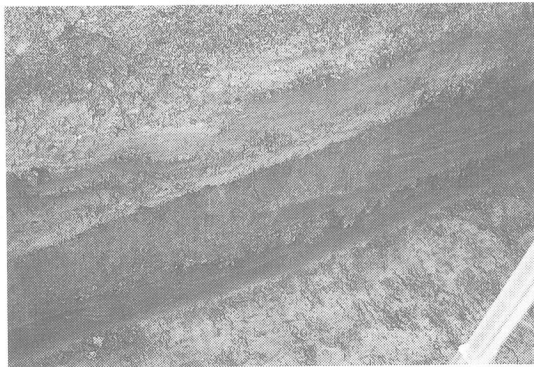
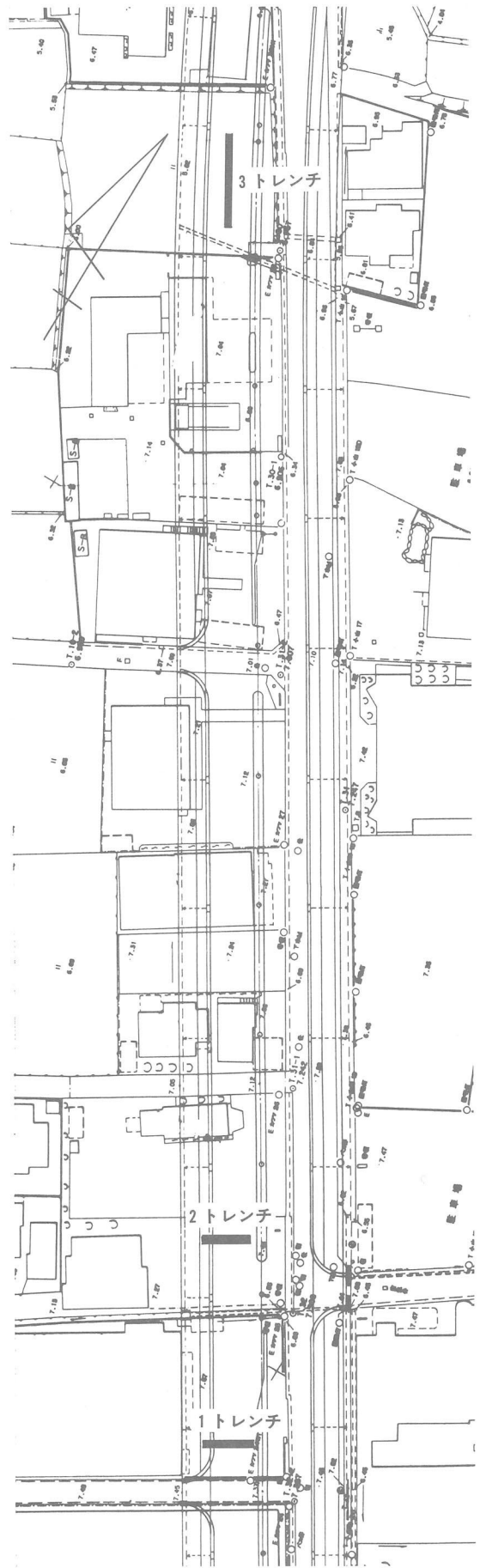


写真2 2トレンチ断面



写真3 3トレンチ全景



第3図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)



## 第3章 県道建設予定地内の調査

### (1) はじめに

県教委では昭和63年度より、大規模なバイパス建設予定地内を中心とした県道予定地の試掘調査を、適宜、国庫補助事業に含めて実施してきた。平成7年度以降は、県道拡幅等の道路改良工事等の事業も調査対象に含めて事業を実施している。毎年度末に関係各課に対しておこなう向う3カ年の事業計画の内容と遺跡地図との照合によって保護措置の必要の有無を判断するが、県道に関しては管轄する県内6箇所土木事務所との協議によって埋蔵文化財の保護措置を図っている。今年度、協議によって試掘調査を実施したのは以下に報告する7路線である。

### (2) 調査の概要

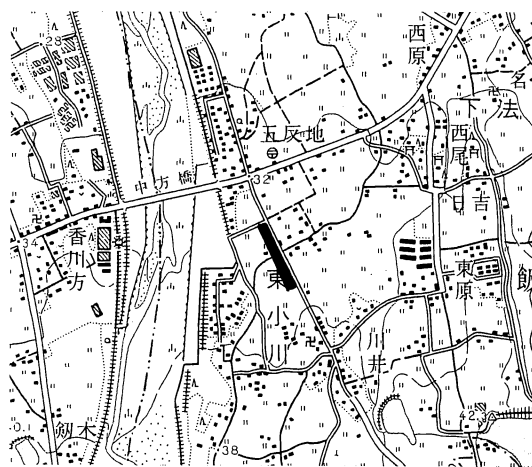
#### 1. 岡田丸亀線

##### (位置と経緯)

調査対象地は土器川の東岸にあたる綾歌郡飯山町東小川に位置し、土器川の氾濫原にあると想定されてきた場所である。同路線は現道の拡幅と新規バイパス建設の両工事内容を有している。同路線については、事業主体である坂出土木事務所と適宜協議を実施し、用地買収の進捗状況に応じて県教委が平成10・11年度の2カ年で用地買収が進んだ箇所について試掘調査を行ってきた。今年度は、残っていた用地のうち買収が進んだ現道の拡幅部分について試掘調査を実施した。平成10年度の試掘調査の際に再度確認調査が必要と判断した部分である。

##### (調査結果及びまとめ)

調査は3カ所のトレンチを設定して実施した。調査面積は約40㎡で、各トレンチの概要は第5表の通りである。調査の結果、全てのトレンチの堆積状況は下から、河川堆積層とみられる灰褐色砂礫層の上に黒褐色粘土層、灰褐色シルト層の順で堆積しており、遺構は皆無であった。最下層の灰褐色砂礫層は1トレンチ北端においては耕作土直下で見られ、南方に向かって傾斜していることから、東西方向の大きく浅い落ちの中に弥生時代後期頃の希薄な包含層である黒褐色粘土



第4図 調査位置図（「丸亀」「善通寺」）

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.0×12.0	なし	土器細片 1点	現地表下約70cmに希薄な包含層である黒褐色粘土が堆積。その下に灰褐色砂礫層が存在する。
2	1.0×13.0	なし	土器細片 1点	現地表下約90cmに黒褐色粘土が堆積。その下は灰褐色砂礫層。遺物は耕作土直下で確認。
3	1.0×15.0	なし	なし	現地表下約90cmに黒褐色粘土が堆積。その下は灰褐色砂礫層。北端では耕作土直下に砂礫層が存在。

第5表 各トレンチの概要

層が堆積したものとみられる。出土した土器細片は磨滅が著しく遠方から移動してきたものと考えられることから、同時期の集落等は当該地からはやや離れた位置に存在することがうかがえる。また、その上位に堆積する灰褐色シルト層はマンガンや鉄分の沈着が見られ、細分することが可能であることから、水田耕作土であった可能性が高い。すなわち、当該地は居住域としてよりも水田等の生産域として土地利用がなされていたものと判断できるが、水田畦畔等の遺構は認められなかった。

以上の結果から、今回の協議範囲において標記事業実施に先立つ文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要であると判断した。

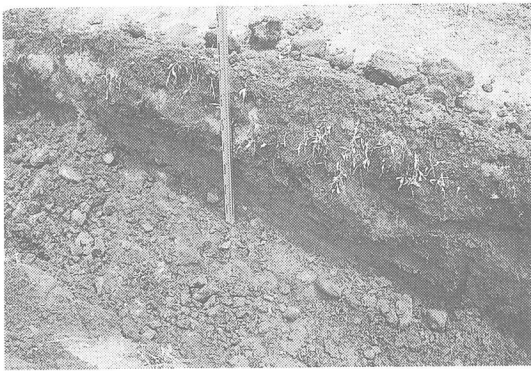


写真4 1トレンチ断面

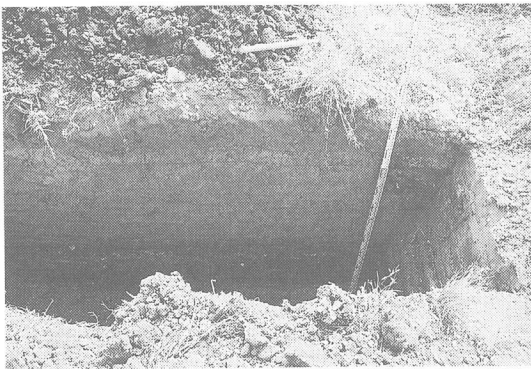


写真5 3トレンチ断面

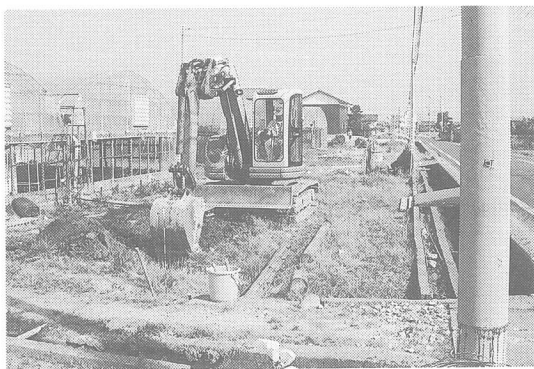
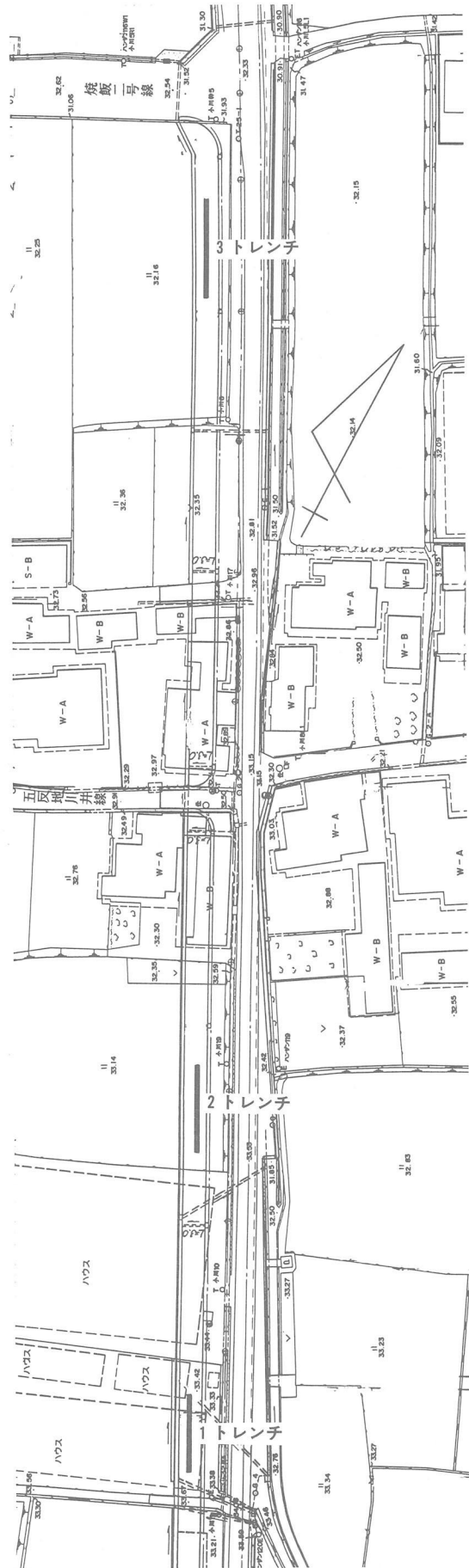


写真6 3トレンチ作業風景



第5図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)

## 2. 豊島循環線

### (位置と経緯)

調査対象地は小豆郡土庄町豊島唐櫃に位置し、豊島北東部の唐櫃漁港から海岸沿いに西へ約300mの地点を起点とする。路線は、この海岸沿いから後方の丘陵を地形に沿ってS字状に上り、頂上で現道とつながる新規バイパス路線である。

県教育委員会は路線が計画された段階で、香川県土庄土木事務所と協議し、まず計画路線内の分布調査を平成10年度に実施した。その結果、丘陵部については埋蔵文化財が所在するとは考えにくいため、事前の保護措置は不要と回答した。しかし山裾から海岸に至る緩斜面～平地部分については、埋蔵文化財が所在する可能性があるため事前に試掘調査を実施することで合意した。平成12年度になり、海岸線の起点から町道までの600mの部分について用地買収が終了したとの連絡が土庄土木事務所からあったため、平成12年6月1日に試掘調査を実施した。

### (調査結果及びまとめ)

調査は3カ所にトレンチを設定して実施した。今回の調査地は海岸から10m～70mの地点で、海岸に近い部分(1トレンチ)では旧の海岸が検出され遺構・遺物とも検出されなかった。海岸から70m地点(3トレンチ)は海岸ではないが砂礫と湧水がみられ、海岸沿いの湿地あるいは氾濫原と考えられ、遺構・遺物は検出されなかった。したがって今回の協議範囲は事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要である。なお3トレンチから南西の山裾部分までについては今後試掘調査を継続する必要がある。



第6図 調査位置図(「豊島」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	5×2	なし	なし	現地表下1mは造成土・バラスなどの客土。その下は厚さ60cmの明褐色細砂層、50cmの明灰色粘土層。その下で湧水を伴う褐色細砂層。旧の海岸と考えられる。
2	5×2	なし	なし	現地表下80cmは造成客土層。その下40cmは褐色砂、さらに90cmは青灰色砂で湧水を伴う。
3	5×2	なし	なし	旧耕作土直下で青灰色砂混じり粘質土となり、その下で青灰色砂礫となる。

第6表 各トレンチの概要

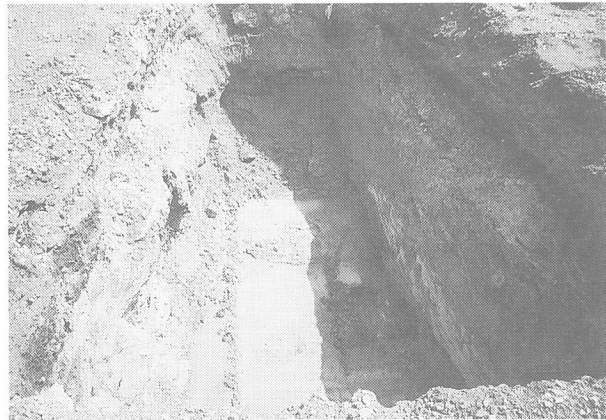
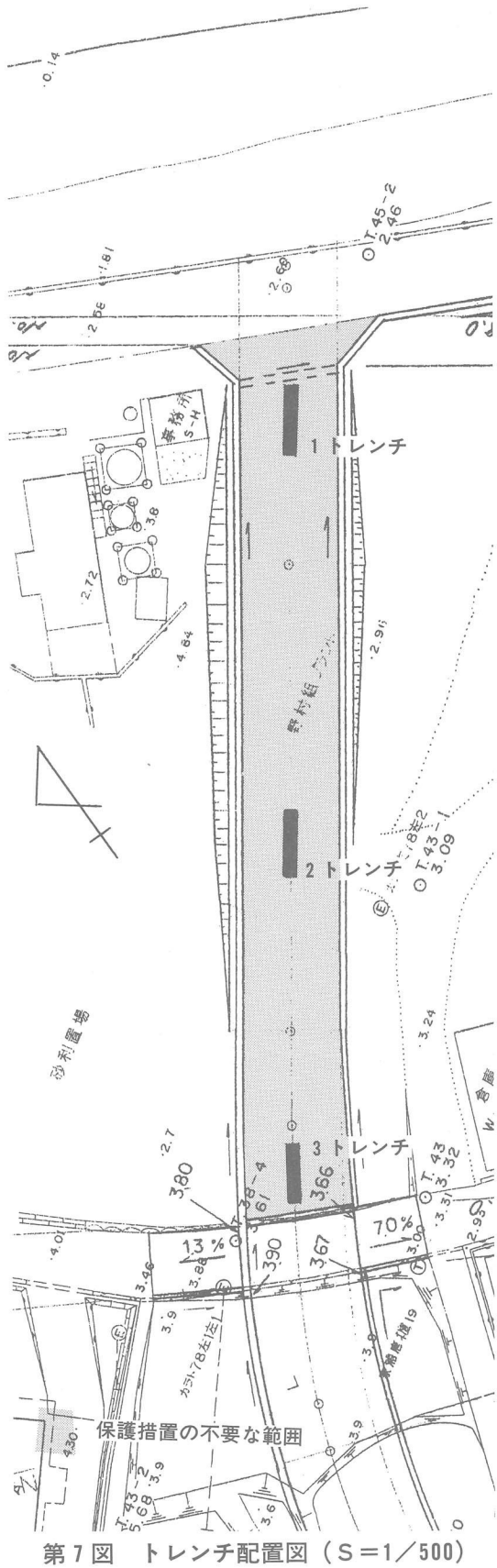


写真7 1トレンチ全景



写真8 1トレンチ調査状況

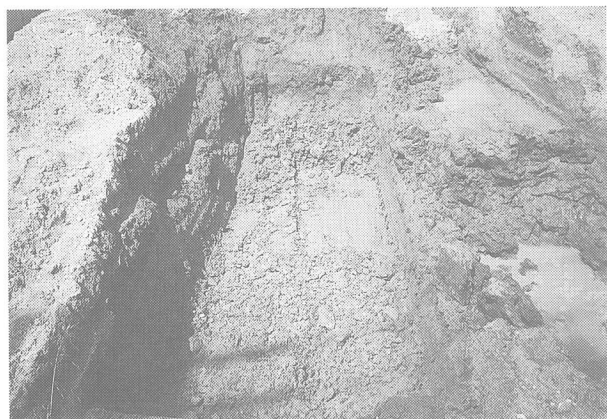


写真9 3トレンチ全景

### 3. 込野観音寺線

#### (位置と経緯)

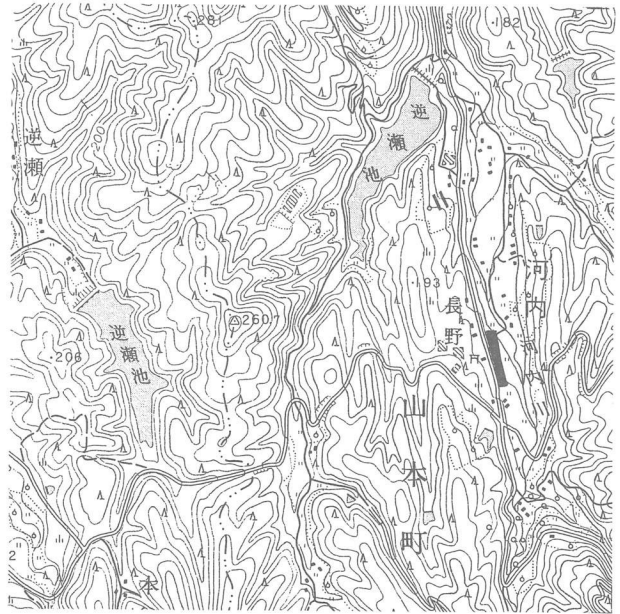
調査対象地は三豊郡山本町河内中で、県境に至る山間部の谷地形の緩斜面に位置している。路線は国道377号から、財田川から分岐した河内川沿いに南下し、県境の六地藏越に至る。

本路線はここ数年間、香川県観音寺土木事務所により現道を拡幅して整備が進められている。平成11年度末に、県教育委員会が各事業課に対して出している公共土木工事の計画についての照会により、平成12年度初めに回答のあった中で、本路線の改良工事が計画されていた。それによると、工事予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地である「国修神社遺跡」のすぐ東側に隣接していることから、観音寺土木事務所と協議を行った。国修神社遺跡では微量ながら古代～近世の瓦片が散布しており、工事予定地において関連の遺構・遺物の検出が予想された。その結果、国修神社の前の180mの区間について事前に試掘調査を行うこととし、平成12年6月7日に実施した。

#### (調査結果及びまとめ)

調査の結果、大部分は耕作土直下で黄褐色粘土の地山層になっている。元来、丘陵であった部分が現況の道路と田畑により削平されたものと考えられる。2・3トレンチ部分では削平の度合いが低く遺構が僅かであるが残存していたが、密度は低いものであった。遺構は溝・柱穴・土坑で、埋土はいずれも灰色粘質土である。溝は1条であるが埋土中から近世の平瓦片が1点出土しており、検出された遺構は概ね近世と考えられる。

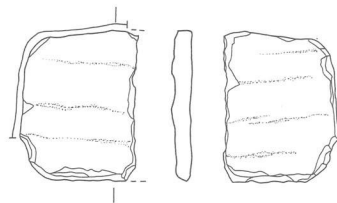
以上のことから、すでに大部分が削平を受けており、2・3トレンチ部分で遺構が検出された部分も残存状況は悪く遺構密度も疎であることから、今回の協議範囲において事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



第8図 調査位置図(「讃岐豊浜」)



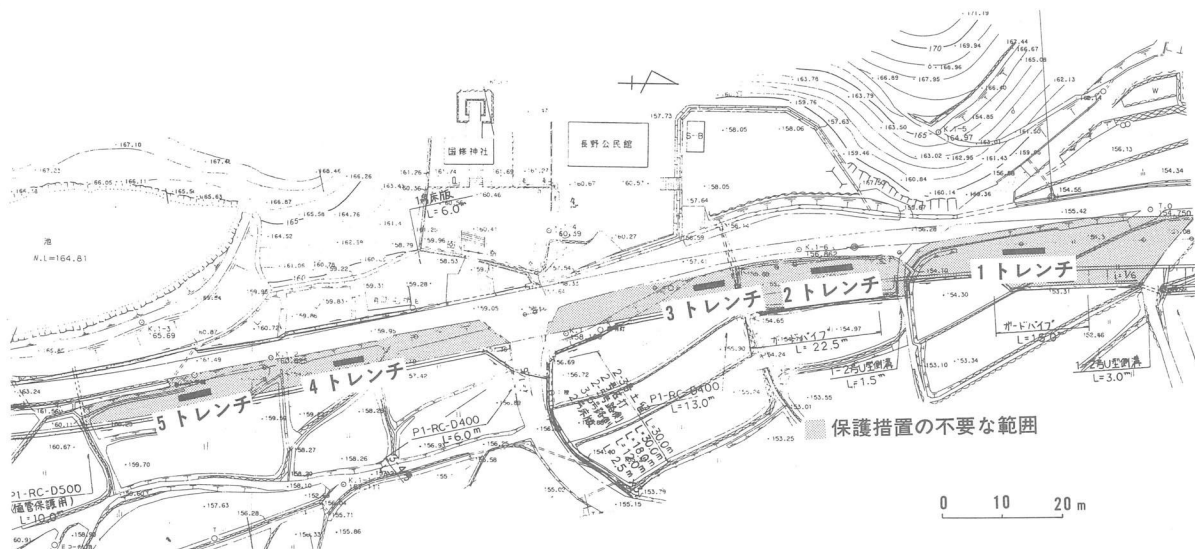
写真10 2トレンチ全景



第9図 1トレンチ出土遺物(S=1/2)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	5×2	なし	石器 1	耕作土直下で黄褐色～明黄褐色粘土層となり、部分的に黒褐色粘土を含む。
2	5×2	溝 1 柱穴 5	平瓦	耕作土・床土直下の黄褐色粘土の地山層に灰色粘質土の埋土をもつ遺構が掘り込まれている。
3	5×2	柱穴 2 土坑 1	なし	耕作土・床土直下の黄褐色粘土の地山層に灰色粘質土の埋土をもつ遺構が掘り込まれている。
4	5×2	なし	なし	耕作土・床土直下で黄褐色粘土の地山層に至る。
5	5×2	なし	なし	耕作土・床土直下で黄褐色粘土の地山層に至る。

第7表 各トレンチの概要



第10図 トレンチ配置図



写真11 3トレンチ全景



写真12 4トレンチ全景

#### 4. 紫雲出山線

##### (位置と経緯)

調査対象地は三豊郡詫間町本村中で、平成11・12年度に(財)香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を行った本村中遺跡の西側600mの箇所、地形的には南側から北側に向かって下る緩斜面に位置している。

路線は現在の県道紫雲出山線のバイパス路線(須田バイパス)として計画され、平成7年度から香川県観音寺土木事務所と協議を重ね、分布調査・試掘調査を行っている。その結果、事前に保護措置が必要な箇所については須田・中尾瀬遺跡、尾ノ上遺跡、本村中遺跡として平成11・12年度に発掘調査を行った。今回はこれまで用地が未買収のため試掘調査が出来なかった部分について、平成12年度の早い段階でまとまって買収が出来たとの連絡を観音寺土木事務所から受けたため、平成12年9月28日に試掘調査を実施した。

##### (調査結果及びまとめ)

平成11年度から開始された本路線関係の発掘調査によると、埋没した河川や谷の間の微高地に集落があり、河川や谷には集落に関係した遺物が堆積していた。これらの遺物の中には香川県下ではまだ少ない縄文時代の遺物が多く含まれ、多大な成果をあげている。

1 トレンチでは自然河川ではあるが、厚さ80cmの暗灰色粘土層に縄文時代早期の押型文土器やサヌカイト製石器を含む遺物が出土している。

2 トレンチでは耕作土直下で古代～中世の遺物とともに遺構を検出した。このトレンチの南端部で東側に向かう自然河川を検出するとともに、トレンチ下層は全体に河川の氾濫原で無遺物であった。

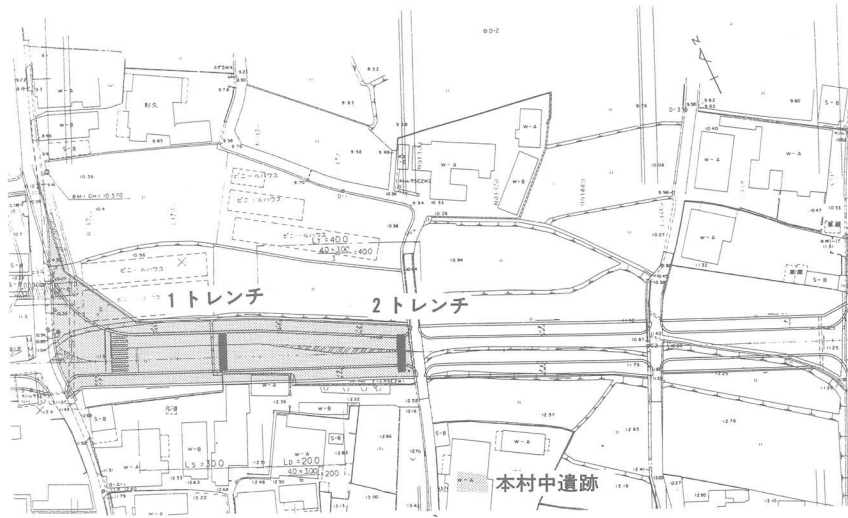
以上のことから、今回の協議範囲は「本村中遺跡(ほんむらなかいせき)」として、事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



第11図 調査位置図(「仁尾」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	10×2	自然河川	縄文土器 弥生土器 石器	耕作土下30cmで茶褐色砂層に至り、その下に80cmの暗灰色粘土層があり土器・石器等の遺物を包含している。
2	10×2	溝2 柱穴4	中世土器 土師器 須恵器	耕作土直下の茶褐色砂質土層に灰色粘質土の埋土をもつ遺構が検出される。その下は自然河川である。

第8表 各トレンチの概要



第12図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)

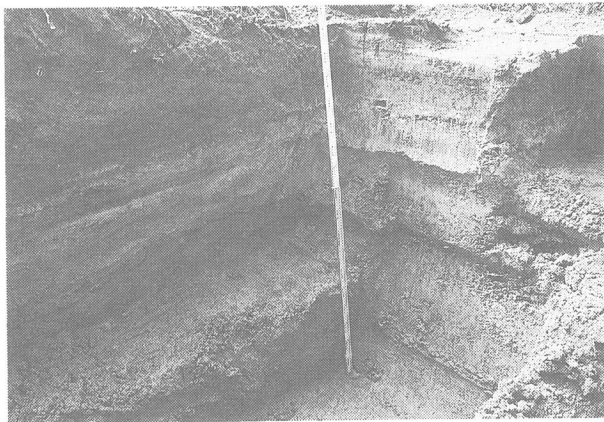


写真13 1トレンチ自然河川遺物包含層

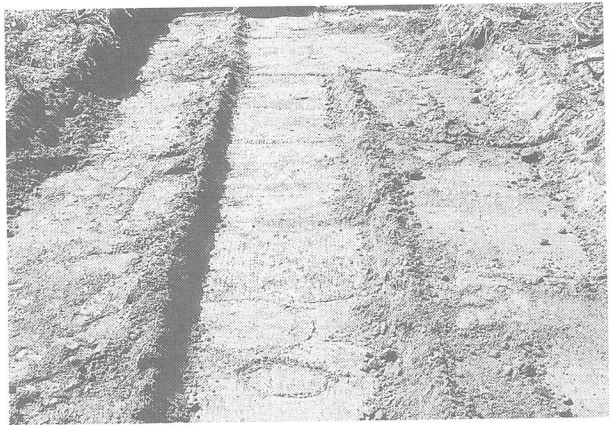
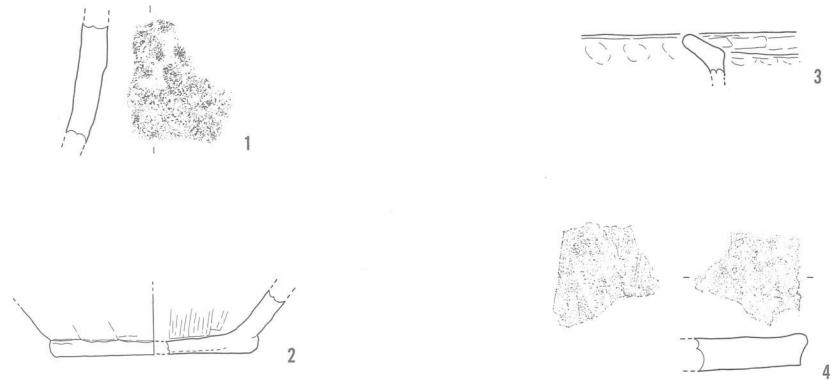


写真14 2トレンチ遺構検出状況



第13図 出土遺物 (1…1トレンチ、2～4…2トレンチ) (S=1/4)



## 5. 中徳三谷高松線

### (位置と経緯)

調査対象地は高松市上林町・三谷町で、香川インテリジェントパーク（旧高松空港）の南側で由良山の西側一帯の古川を挟んだ高松平野南部地域である。

路線は上記の香川インテリジェントパーク（旧高松空港）と県道三木国分寺線を結ぶバイパス路線で、一部は現道を取り込んで大幅に拡幅するものである。本路線については平成10年度から香川県高松土木事務所と協議を重ねており、香川インテリジェントパークから古川の南300mの地点までは、用地買収が終了した部分について試掘調査を実施している。その結果、保護措置が必要な箇所については上林遺跡として、(財)香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施している。平成12年度は、用地買収が終了した上林遺跡の部分と、古川と県道三木国分寺線の間について試掘調査を実施した。試掘調査は用地買収の進捗にあわせて、平成12年10月2日～5日、平成13年1月10日の2回に分けて実施した。

### (調査結果及びまとめ)

調査区は高松平野の南部の旧高松空港の南側で、古川を挟んで南北の位置で東側には由良山を望む。調査地の北半分（1～9トレンチ部分）は旧高松空港造成時に耕土改変を受けた部分である。

1～3・20・21トレンチは古川の北側で、1トレンチでは中世以降と考えられる遺構が検出され、すぐ北側の部分では中世の安定した包含層を確認しており、遺構が広がることが考えられる。2・3トレンチは古川の旧流路部分で遺物は皆無であった。20・21トレンチはともに耕作土直下40～50cmは褐色～灰色の砂・砂質土が堆積しており、その下で茶色系の粘土・黄褐色系の粘土が堆積しており、遺構・遺物とも検出されなかった。

4～9トレンチは空港造成時に改変を受けた部分の南端部であるが、改変は耕土下の浅い部分にしかならず、下部の遺構は残存していた。この部分では耕土直下を中心とした浅い部分で中世以降の遺構・遺物を検出している。中世以降の遺構面の下部には黒色～暗茶色系の粘質土層が堆積し、その下でも遺構が検出されており、遺構面は2面ある。下層の遺構の中には黒色層から掘り込まれている部分もある。また4トレンチでは自然河川の埋土から多量の弥生時代前期の土器・石器が出土しており、周囲に多くの遺構の存在が予想される。7トレンチでは旧山田郡の条里に沿った水路を検出している。9トレンチ部分は遺物を含まない自然河川部分である。

10～15トレンチ部分で現道の西側（12～15トレンチ）は土地改良事業による客土層とその下部は氾濫原で遺構・遺物は皆無である。しかし10・11トレンチ部分は微高地部分で安定した地山層に遺構が掘り込まれている。

16トレンチとその南北の部分は古代の官道である南海道の推定地である。16トレンチでは明瞭な遺構は検出されなかったが、土地改良の影響は受けておらず遺構が検出される可能性が高い。南海道に関連する重要な地域である。

17～19トレンチは推定南海道の南側に接する部分で、18トレンチで古代の遺構・遺物が検出さ



第14図 調査位置図（「高松南部」）

れている。また現地表で方1町の方形区画が認められ一段低い堀状の長方形の区画も認められる。東側100mの部分には鎌野城と考えられている丘陵があり、県道三木国分寺線までの間は古代以降栄えた場所である。

以上のことから、別紙のように1トレンチ部分は「上林遺跡（かみはやしいせき）」、4～8トレンチを中心とした部分は「北野遺跡（きたのいせき）」、10・11トレンチを中心とした部分は「鎌野西遺跡（かまのしいせき）」、16～19トレンチを中心とした部分は「中原遺跡（なかはらいせき）」として、事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置が必要である。また今回試掘調査が出来なかった部分についても、今後試掘調査を実施する必要がある。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	10×2	土坑1	なし	客土・旧耕土下35cmの茶灰色粘土層で、灰色粘土埋土の遺構を検出した。
2	10×2	なし	なし	耕作土直下は明褐色砂層で、その下は灰～黒灰色の粘土層が続く。
3	5×2	なし	なし	耕作土直下から灰色系の粘質土層で湧水が激しい。旧流路・氾濫原である。
4	10×2	自然河川	弥生土器 石器	耕作土下50cmで遺物を多量に包含する厚さ50cmの黒色粘土層に至る。この層の下は暗黄灰～青灰色の粘土層になる。
5	5×2	溝1 自然河川	中世土器	耕作土・床土直下で明褐色砂質土層になり、溝状遺構と考えられるものを検出。その下は鉄分沈着層・灰色砂混じり粘土層となる。
6	10×2	土坑2 柱穴4	弥生土器	耕作土・床土直下で黒褐色の砂質土と固くしまる暗茶灰色粘土層が40cm堆積する。その下には厚さ35cmの固い暗茶色粘土層があり、この層の下の褐色砂質土層で黒灰色・暗褐色粘質土埋土の遺構を検出した。
7	5×2	溝	中近世土器	耕作土下15cmの暗茶褐色粘質土層で石組みの溝を検出した。旧高松空港造成以前の旧地割りを反映しているものと考えられる。
8	5×2	土坑 柱穴	弥生土器 細片	耕作土・床土下35cmで厚さ25cmの黒褐色粘質土層に至り、この層の下は暗褐色砂質土・青灰色砂混じり粘質土となる。遺構は非常に検出しにくく、断面観察により床土直下と床土下35cmの黒褐色粘質土層、あるいはこの層の下が遺構面となろう。
9	10×2	なし	なし	耕作土下20cmの褐色砂質土層から掘り込まれた深さ70cmの自然河川を検出。
10	10×2	溝1	弥生土器 細片	耕作土直下の厚さ15cmの黒褐色粘質土層の下で黄褐色粘質土層に遺構が掘り込まれている。
11	5×2	溝1 柱穴5	中世土器	耕作土・床土直下で黄灰色粘土層になり、この面に遺構が掘り込まれている。

第9表 各トレンチの概要

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
12	5×2	なし	なし	耕作土直下で40cmの客土層。その下は青灰色粘質土層になる。
13	5×2	なし	なし	耕作土直下で25cmの客土層。その下で灰褐色砂と青灰色砂混じり粘質土層となる。
14	10×2	なし	なし	耕作土直下で攪乱・客土層になる。
15	10×2	なし	なし	耕作土・旧耕作土下で明褐色砂層、暗茶褐色砂混じり粘質土、青灰色粘土となる。
16	10×2	なし	なし	耕作土・床土下10cmで褐色砂層に至り、この面から黒褐色粘土・暗灰色砂+粘土埋土の自然河川を検出。
17	10×2	自然河川	須恵器土師器	耕作土・床土直下で灰色粘土と褐色砂の互層となり遺物を包含する。
18	10×2	溝1	須恵器土師器	耕作土・床土下25cmの灰褐色砂混じり粘質土層に暗灰色粘土の遺構が掘り込まれている。
19	5×2	なし	弥生土器細片	耕作土直下で褐色系の砂層になり、45cm下で灰色系の粘土層に至る。
20	10×2	なし	なし	耕作土下40cmで灰色砂質土、その5cm下で厚さ50cmの茶褐色系の粘土、その下で黄褐色粘土になる。
21	10×2	なし	なし	耕作土直下に厚さ40cmの褐色系の砂層、10cmの砂混じり粘質土層を挟んでその下部には暗黄～暗茶色の粘土層になる。

第10表 各トレンチの概要

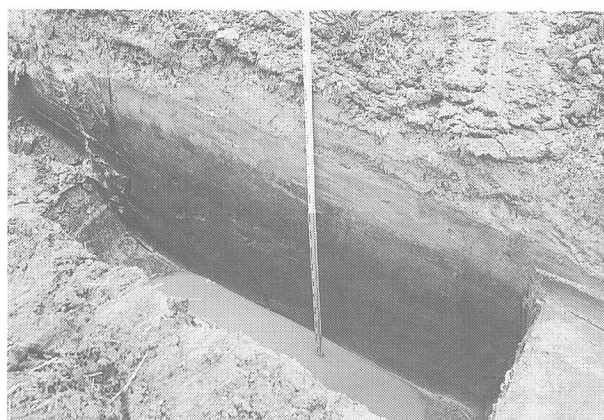


写真15 2トレンチ土層

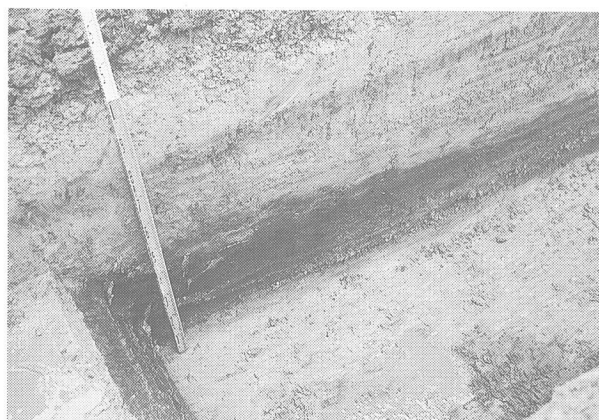
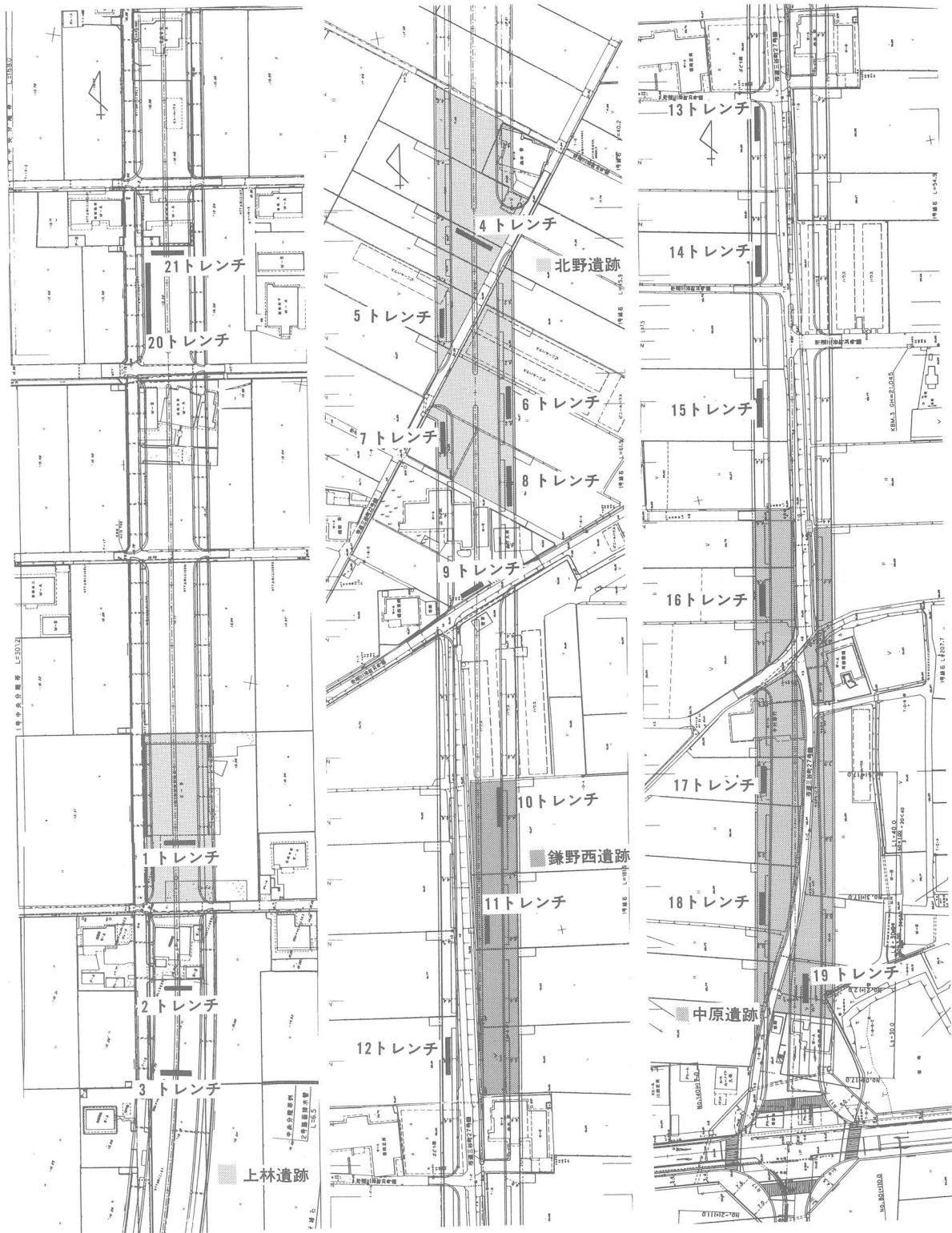


写真16 4トレンチ断面



第15図 トレンチ配置図

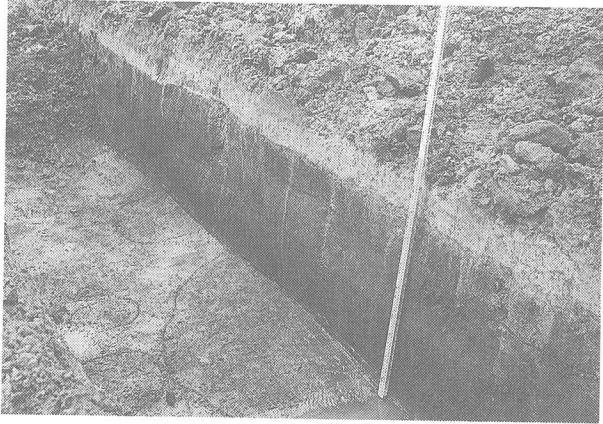


写真17 6トレンチ遺構検出状況

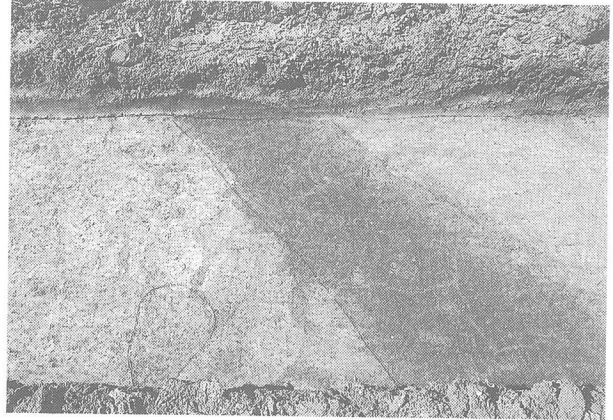


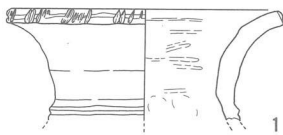
写真18 11トレンチ遺構検出状況



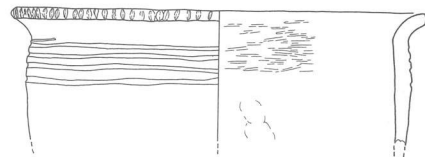
写真19 16トレンチ全景



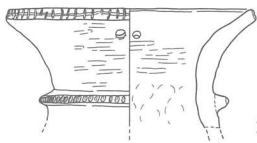
写真20 18トレンチ遺構検出状況



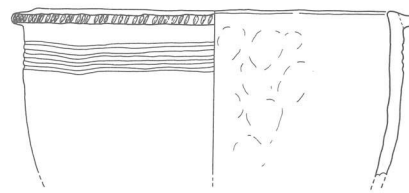
1



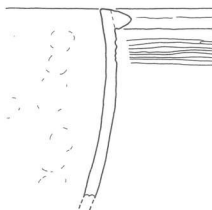
4



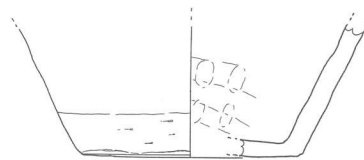
2



5



3



6

第16図 出土遺物 (1~5...4トレンチ、6...17トレンチ) (S=1/4)

## 6. 高松志度線

### (位置と経緯)

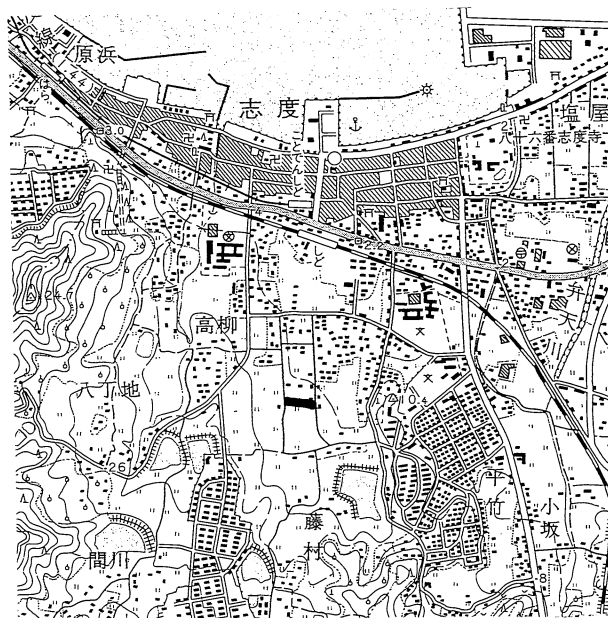
調査対象地は大川郡志度町志度で、平成11年度に(財)香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査した花池尻北遺跡の東50～130mの箇所、地形的には東に向かって緩やかに下がっている。

この路線は高松東部の渋滞緩和のため整備され、志度町内の県道太田上町志度線との交点から西側についてはすでに事業は終了している。この交点から東側900mの新規バイパス部分が対象となっているが、交点から東200mと西端80mの区間については平成11年度に試掘調査を行い、必要な箇所の保護措置も終了している。この間の部分については用地買収の終了にあわせて試掘調査を行うことで香川県長尾土木事務所と合意に達している。平成12年度の初めに上記の花池尻北遺跡の東側の80mの区間について用地買収が終了したとの連絡を受けたため、稲刈り後の平成12年10月11日に試掘調査を実施した。

### (調査結果及びまとめ)

いずれのトレンチでも20～60cmほどで湧水を伴う砂質土になり、東側の最も低い部分に想定される旧河道の氾濫原と考えられる。2・3トレンチでは須恵器・土師器などの遺物が若干出土したが、調査地の西側の花池尻北遺跡や南側の花池尻中遺跡からの混入と考えられる。また3トレンチでは東に向かって下る黒色の粘質土層を検出したが遺物は出土しなかった。

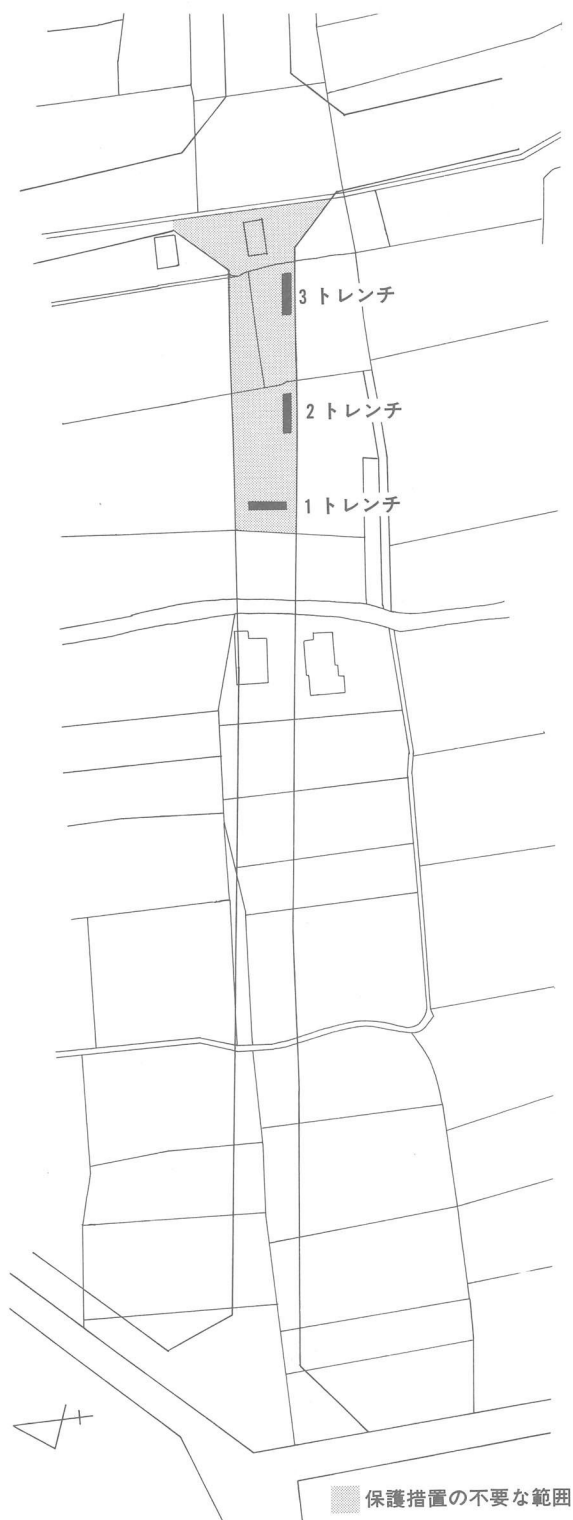
以上のことから、今回の協議範囲においては事業に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要である。今回の協議範囲の東側については今後、引き続き試掘調査を実施する必要がある。



第17図 調査位置図(「志度」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	10×2	なし	なし	耕作土・床土下20cmで湧水を伴う褐色砂質土に至る。その下は暗茶褐色砂質土である。
2	10×2	なし	須恵器 土師器	耕作土下25cmで遺物を若干包含する灰色粘質土に至る。その下はマンガンの沈着層、湧水を伴う明茶褐色砂質土である。
3	10×2	なし	須恵器 土師器	耕作土・床土下は30cmの遺物を包含する褐色系の砂混じり粘質土である。その下は黒灰色粘質土、褐色砂質土である。

第11表 各トレンチの概要



第18図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)



写真21 2 トレンチ土層

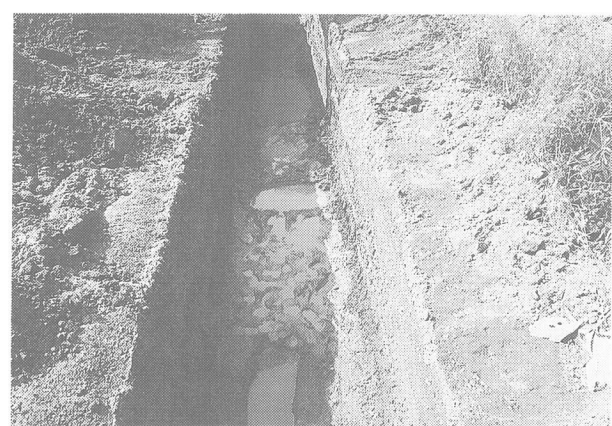
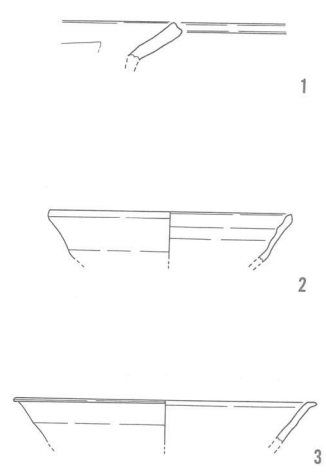


写真22 3 トレンチ全景



第19図 出土遺物 (1・3…2トレンチ、  
2…3トレンチ) (S=1/4)

## 7. 多度津丸亀線

### (位置と経緯)

調査対象地は丸亀市今津町中原・津森町高丸にあり、徐々に都市化が進行しつつある地域だが、まだ水田が広がっている所である。周辺には条里制の名残である方格地割が遺存しているが、当該地は後世の土地改変や埋没河川などで方格の地割がずれたり乱れたりしている。

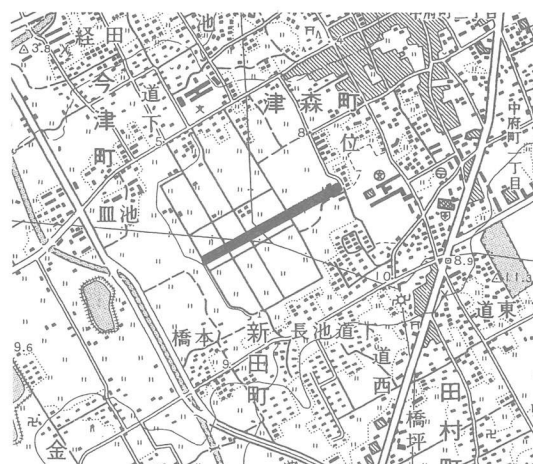
同路線は多度津以西～丸亀間の交通渋滞の緩和を目的とした新規バイパス路線として計画されており、管轄する善通寺土木事務所と適宜協議を行って、用地買収の終了した箇所から試掘調査を実施し、平成2年には西汐入川以西において「道下遺跡」の発掘調査を実施している。

昨年度は西汐入川から県立丸亀城西高校付近までのうち用地買収が終了した部分で試掘調査を行ったが、トレンチ1箇所まで溝数条を検出したのみであった。今年度は昨年度の残地のうちで用地買収が終了した部分について、稲刈り終了後に試掘調査を行った。

### (調査結果及びまとめ)

調査は3カ所のトレンチを設定して実施した。調査面積は約85㎡で、各トレンチの概要は第12表の通りである。調査の結果、対象地西端の14トレンチにおいて濃密な遺構の分布を確認している。特にトレンチ中央で検出した溝は規模も大きなもので、微高地縁辺に掘られた幹線水路等の可能性が想定できよう。溝の埋土上面からは平安時代頃の須恵器片1点が出土している。また、柱穴も多数検出しており、当該地は集落域の内部に当たることが想定できる。埋土は2種類みられることから、概ね2時期の遺構が所在すると思われる。15トレンチは溝1条のみでそれ以外の遺構は認められず、強い削平を受けた微高地の頂部に当たる可能性が高い。東側に隣接する9トレンチ(昨年度試掘調査)で確認した数条の溝は微高地の縁辺に掘られたものとみられる。14・15トレンチとも耕作土直下に地山層を検出しているが、東端の16トレンチは堆積状況が少し異なり、耕作土下に砂質土層が認められた。16トレンチ西方は地割の乱れがあることと合わせて考えると西方を流下した河川の氾濫がもたらせた可能性が高い。遺構・遺物は全く確認できなかった。

以上の結果から、第21図に示す9・14トレンチを中心とした範囲については、小字名から「中原遺跡(なかはらいせき)」と呼称し、標記事業の実施前に文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要である。



第20図 調査位置図(「丸亀」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
14	1.0×38.0	溝4条、 柱穴多数 不明2基	須恵器片 1点	耕作土直下に安定した地山層である黄色粘土層が存在。多数確認した遺構は地山層を掘り込んだもの。中央の溝は幅5m深さ1mの規模の大きなものである。
15	1.0×35.0	溝1条	なし	耕作土直下に地山層が存在。遺構は地山上面から掘り込んだ溝1条を検出したのみ。
16	1.0×12.0	なし	なし	耕作土下には砂質土層がみられ、その下位の地山は黄色系の硬くしまった砂質土。

第12表 各トレンチの概要(番号は平成11年度トレンチ番号の続きである)





第21図 トレンチ配置図 (S=1/1,333)



写真23 14トレンチ全景

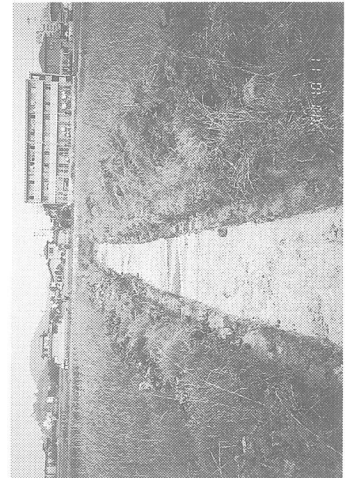


写真24 15トレンチ全景

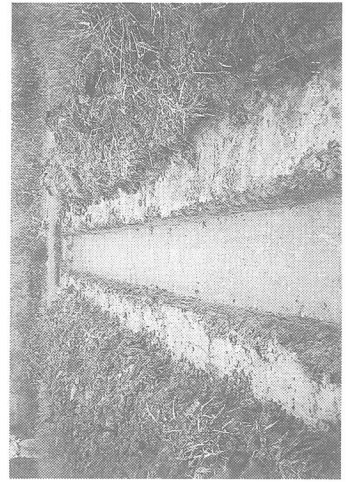


写真25 16トレンチ全景

## 第4章 国・県事業予定地内の調査

### (1) はじめに

今年度の国道・県道以外の国・県事業については、国事業の新規事業として高松家庭裁判所移転に伴う試掘調査を実施したほか、従来の県事業においては飯山町の大束川、白鳥町の古川河川改修事業、新規事業として高松圏域健康中核生きがい施設（仮称）整備事業、土庄高等学校増築事業、坂出警察署与島駐在所建設事業に伴う試掘調査を実施している。

### (2) 調査の概要

#### 1. 高松圏域健康中核生きがい施設（仮称）建設

##### （位置と経緯）

調査対象地は木田郡三木町氷上に位置し、近辺は北方に緩やかに傾斜している扇状地にあたる。小河川の開析作用で南北方向の小谷と微高地が連続する景観を呈しており、微高地には条里地割に由来する方格地割が部分的に残っている。調査対象地は東側を流れる熊川に向かって階段状に下がる地形で地割のラインも乱れている。

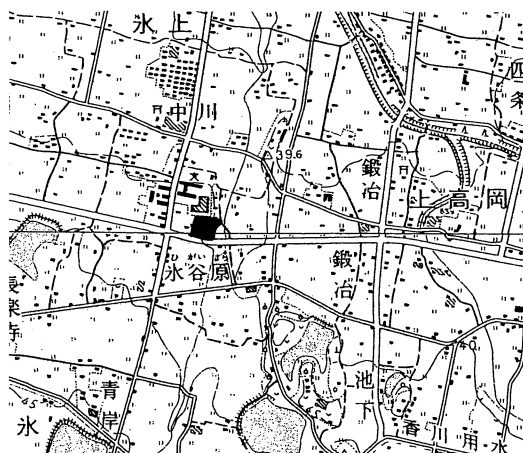
事業主体である健康福祉部長寿社会対策課からの連絡を受けた県教委では、用地買収終了を確認したのち、試掘調査を実施した。当該地の西隣で既に開館している三木町地域交流センターの建設前に三木町教育委員会によって試掘調査が実施されており、

埋蔵文化財包蔵地は確認されなかったという結果が出ていたが、周辺地域の埋蔵文化財包蔵地の所在状況が明らかでないことなどから試掘調査を実施した。

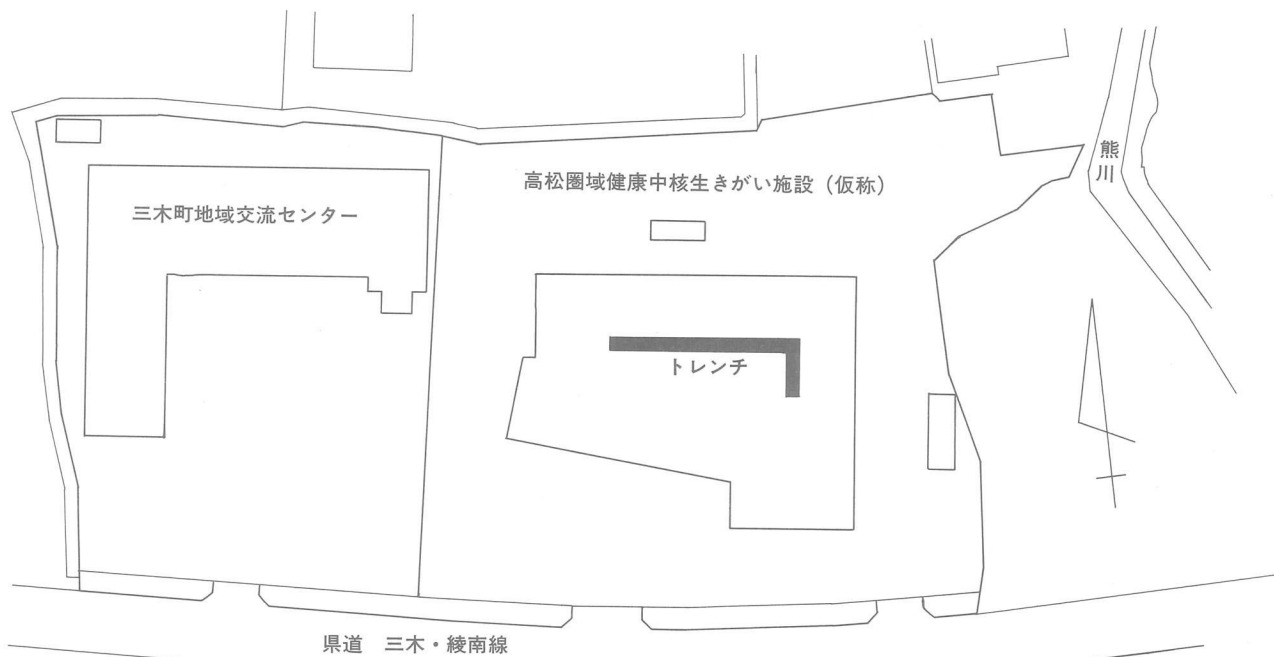
##### （調査結果及びまとめ）

調査は対象地のほぼ中央部にL字形のトレンチ1本を設定して実施した。調査面積は約30㎡である。調査の結果、階段状の地形の中段では耕作土直下には砂質土層があり、その下位は厚めの灰色粘土層が認められた。さらにその下には地山層と認定できる青灰色シルト層が見られた。灰色粘土層は部分的に灰白色砂をラミナー状に含んでおり、旧流路の埋土であることがわかる。それ以外の遺構は全く認められない。階段状の地形の下段では耕作土下に暗黒灰色粘土層が見られるが、この上面でも遺構は全く認められなかった。その下位には中段から連続する砂質土層があり、さらにその下は地山層である青灰色シルト層が見られる。旧流路以外に遺構・遺物は認められないことや、対象地内にみられる段も熊川の開析作用による段丘崖に由来するものと考えられることから、当該地は水田等の生産域としての土地利用が続いたことが想定できる。なお、上段は先述したとおり三木町教育委員会による試掘が実施されているが、遺構・遺物は確認されていない。

以上の結果から、今回の協議範囲においては標記事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



第22図 調査位置図（「志度」「鹿庭」）



第23図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)



写真26 トレンチ西全景

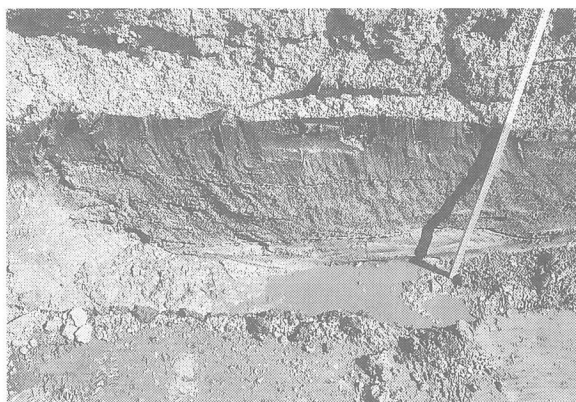


写真27 トレンチ西断面

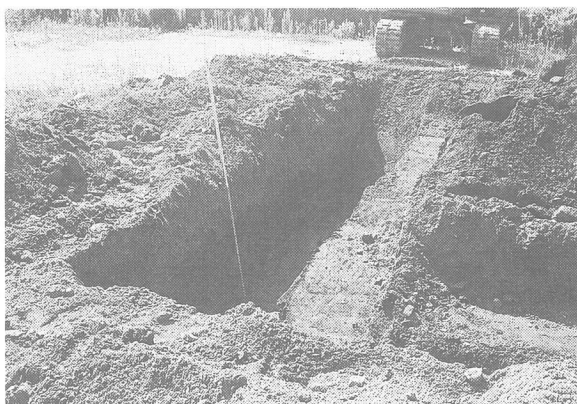


写真28 トレンチ東全景

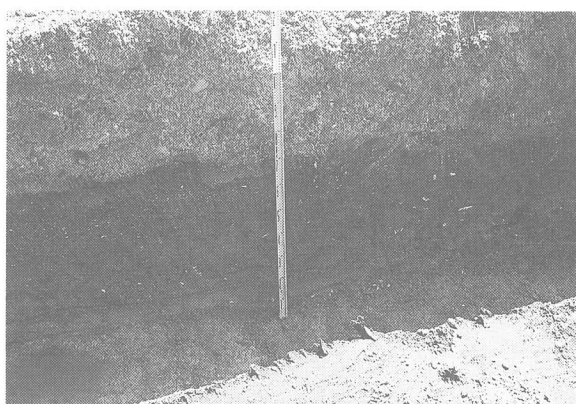


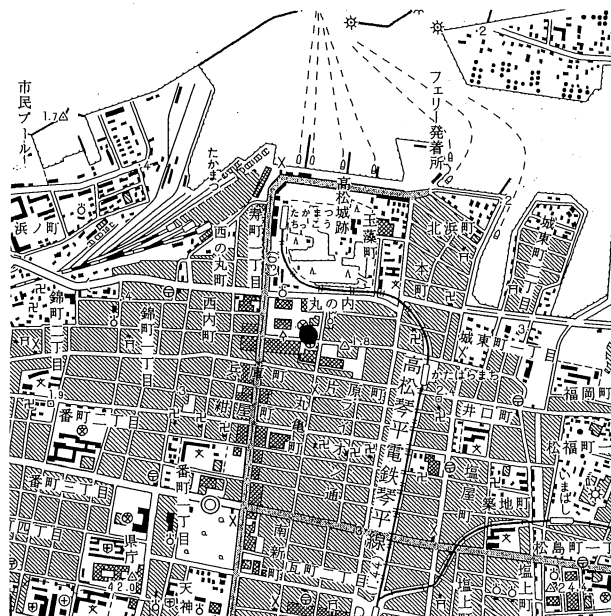
写真29 トレンチ東断面

## 2. 高松家庭裁判所移転

### (位置と経緯)

調査対象地は高松市丸の内、香川県丸の内分庁舎と北警察署の跡地である。

平成12年4月に高松高等裁判所から上記の場所に高松家庭裁判所の移転を計画しているが、当該地の埋蔵文化財の有無とその取り扱いについて照会があった。県教育委員会では当該地は高松城跡の外堀と中堀の間の部分で、家臣の屋敷地が考えられる周知の埋蔵文化財包蔵地にあたるため、事業を進めるにあたっては埋蔵文化財の包蔵状況を確認するために試掘調査を行い、その結果をみてその後の対応を協議するとの回答を示した。これを受けて高等裁判所から家庭裁判所の新庁舎の建設を平成14年度から予定しているため、発掘調査が必要ならば平成13年度に実施して欲しいとの要望があった。そこで県教育委員会はまた現存の建物がある段階で限られた部分ではあるが、平成12年5月25日に取り急ぎ試掘調査を実施した。



第24図 調査位置図（「高松北部」）

### (調査結果及びまとめ)

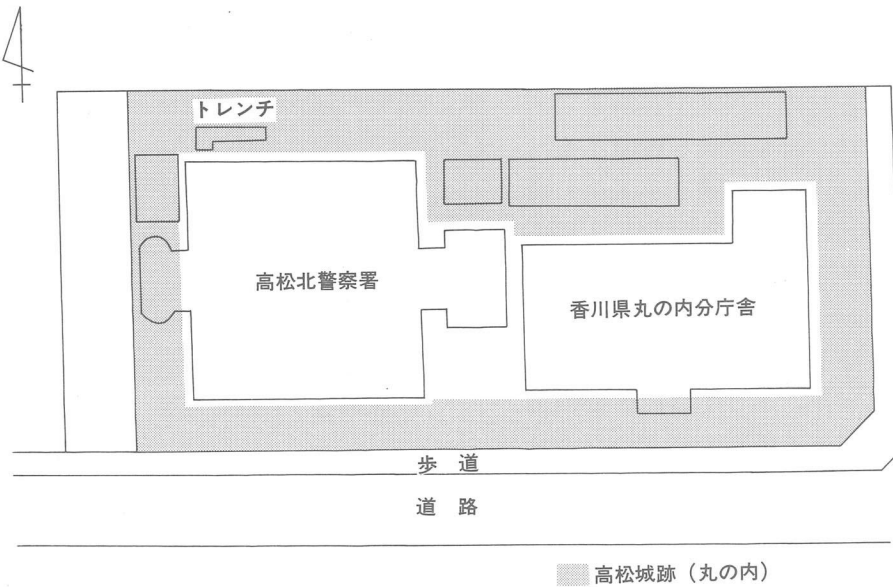
現地表面のアスファルト面から31cmは現代の造成土及び昭和の火災による攪乱層である。その下に8cmの遺物包含層が部分的に残り、現地表面下39cmで第1遺構面に至る。土坑を検出し、土坑からは陶磁器・瓦片・貝殻が出土した。第1遺構面から46cm下で第2遺構面を検出したが、その間の包含層からは遺物の他に漆喰片が出土していることから、その包含層中に遺構面が存在する可能性もある。第2遺構面では埋土に炭化物を含んだ柱穴を2基検出した。さらに第2遺構面下16cmで第3遺構面と考えられる面を検出した。この層は地山面である褐色砂礫土の上の黄褐色粘質土層で整地層と考えられる。トレンチ内では遺構は検出されなかったが、整地していることから遺構面と考えられる。現地表面が標高2.1m前後であることから、第1遺構面は標高1.71m前後、第2遺構面は標高1.25m前後、第3遺構面は1.09m前後である。

調査地は高松城跡の中堀と外堀の間で、江戸時代の高松城下の絵図によると武家屋敷及び街路に想定される部分である。試掘調査の結果、明瞭に遺構が残っており周辺地域の発掘調査と併せて、高松城下を具体的に復元出来る資料である。しかし現在の当該地は旧高松北署と県丸の内分庁舎が建っており、建物部分は地階があり遺構は残っていないものと考えられ、また試掘の結果、建物から3.5m離れた部分まで、建物を造る時の掘削が及んでいることが判明した。しかし今回の試掘部分以外にも、アスファルトを貼っただけの広場部分や駐輪場部分・軽微な構築物部分では下部の遺構が残っていると考えられる。

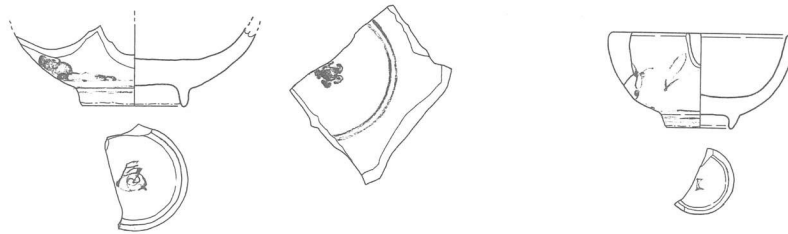
以上のことから、今回の協議範囲において事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置の必要な範囲（「高松城跡」）は第25図のとおりである。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	7×2	土坑 柱穴	陶磁器 瓦 貝殻	地表面下39cm、85cm、101cmでそれぞれ遺構を検出。遺構面は3面。地表面下114cmで褐色砂礫土の地山に至り、170cm下で湧水を伴う褐色砂層に至る。部分的に現代の攪乱が深く及んでいる。

第13表 各トレンチの概要



第25図 トレンチ配置図 (S=1/800)



第26図 出土遺物 (S=1/4)

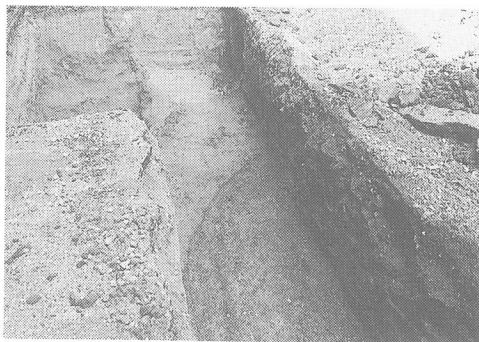


写真30 遺構検出状況



写真31 トレンチ土層

### 3. 大東川改修

#### (位置と経緯)

調査対象地は綾歌郡飯山町東坂元三ノ池に所在しており飯野山の東方に位置する。大東川が形成した段丘の最下面にあたり、現河川とは約4mの比高差を有している。この段丘の一段上位の段丘上には四国横断自動車道建設に伴って調査された弥生時代から中世に至る「川津川西遺跡」が対象地の北方約300mに所在している。

これまで標記事業については、事業主体である坂出土木事務所と適宜協議を行い用地買収の進捗状況に応じて県教委が試掘調査を実施してきた。今回の対象地の北側隣接地（下流側）は、平成10年度に試掘調査を実施している。遺構は全く確認していないが、中世土器をわずかに含んだ包含層を確認している。今年度対象地の一部は水田で稲を作っていたことから稲刈り後しか入れなかったため、調査は2回に分けて実施している。

#### (調査結果及びまとめ)

調査は5カ所のトレンチを設定して実施した。調査面積は約85㎡で、各トレンチの概要は第14表の通りである。調査の結果、いずれのトレンチにおいても耕作土直下は細分可能な水平に堆積している淡黄褐色系の粘質土層がみられ、その下位は河川堆積物層となっている。この水平堆積層は中世土器の細片をわずかに含んだ希薄な包含層であり、かつ、中世から近世にかけての耕作土であった可能性が高いものである。この下位の河川堆積物層は4



第27図 調査位置図（「丸亀」）



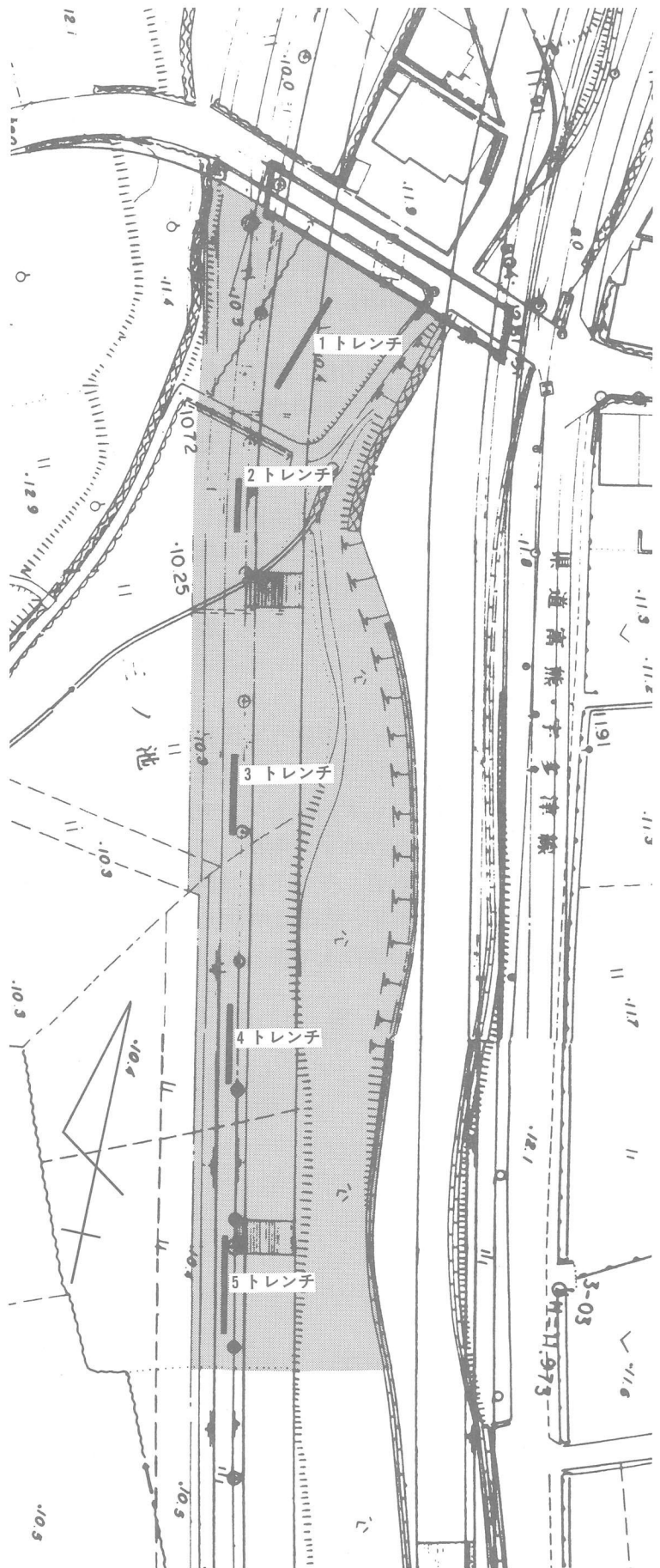
写真32 1 トレンチ全景

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.2×14.5	なし	土師器細片1	耕作土下に中世～近世の耕作土層（希薄な包含層）があり、その下に河川堆積物である砂層と砂礫層が存在。
2	1.2×8.2	なし	なし	耕作土下に中世～近世の耕作土層があり、その下には河川堆積物である砂層と砂礫層が存在。
3	1.2×12.3	なし	なし	耕作土下に中世～近世の耕作土層があり、その下には河川堆積物である砂層と砂礫層が存在。
4	1.2×12.0	(旧河道)	なし	耕作土下に中世～近世の耕作土層があり、その下に河川堆積物である砂層と粘土層の互層が存在。トレンチ中央から北には異なる砂層で埋積された落ち込みあり。
5	1.2×13.5	なし	なし	耕作土下に中世～近世の耕作土層があり、その下は河川堆積物である砂層と粘土層の互層が存在。その下位には砂礫層が認められる。

第14表 各トレンチの概要

トレンチ南半と5トレンチでは砂層と粘土層が互い違いに堆積している状況を示しているのに対して、4トレンチ北半から1トレンチまでは砂層が堆積している状況となっている。また、4トレンチでの土層観察からは最低2つの流路の変化があったことがわかる。いずれにしても対象地の立地する段丘の最下面は度重なる河川の氾濫を被っており、当該地に遺跡が展開する可能性は極めて低いといえよう。土器をはじめとする遺物が全く認められないことも、遺跡が近辺に存在していないことを示唆するものと思われる。おそらく遺跡は対象地西方の一段上位になる段丘上のやや離れた位置に展開しているものと思われる。

以上の調査結果から、第28図に示す範囲については、大東川の氾濫原内に当たると思われることから、標記事業に伴う文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断される。



第28図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)

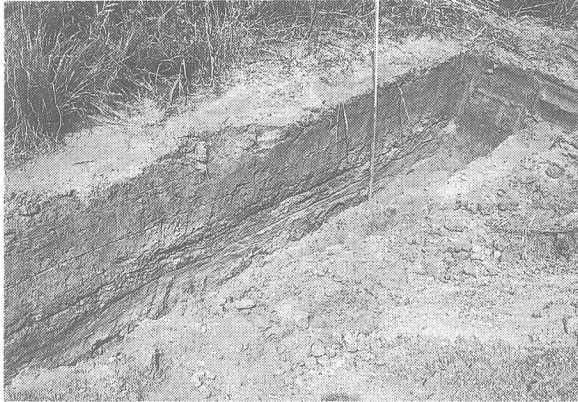


写真33 2 トレンチ全景

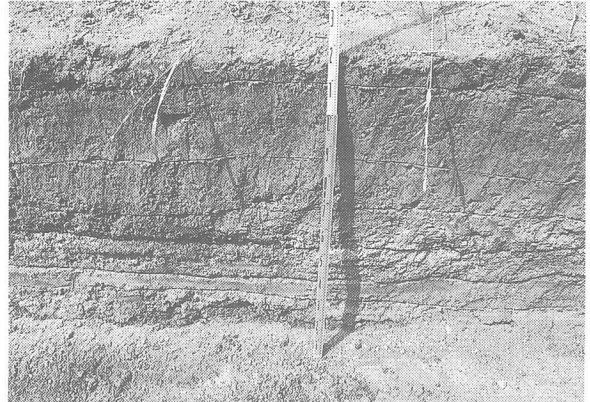


写真34 2 トレンチ土層断面

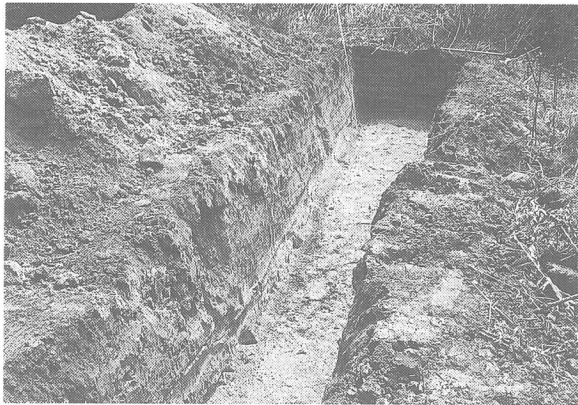


写真35 3 トレンチ全景

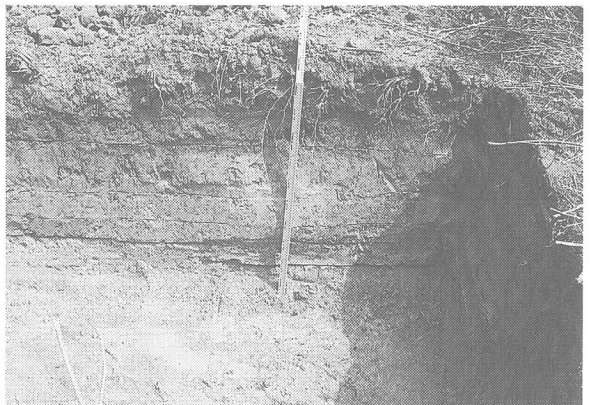


写真36 3 トレンチ土層断面



写真37 4 トレンチ全景

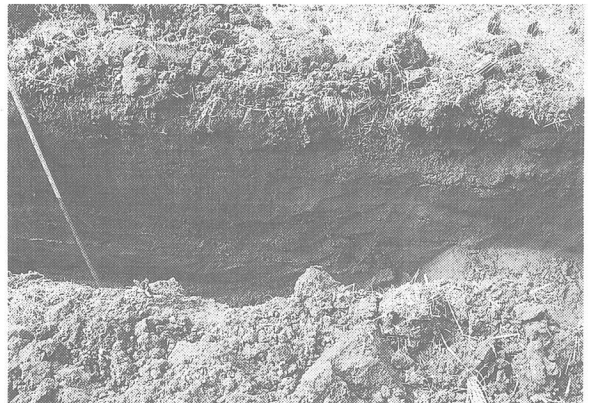


写真38 4 トレンチ土層断面



写真39 5 トレンチ全景

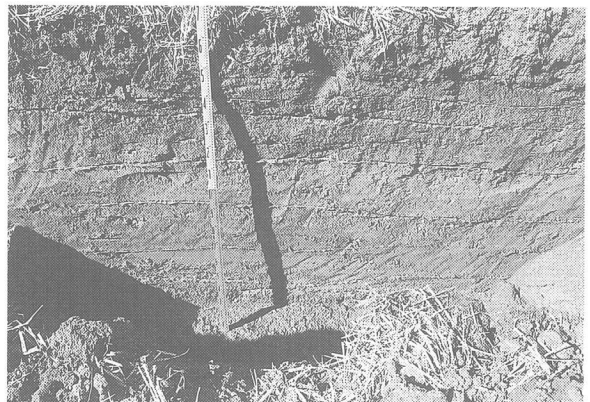


写真40 5 トレンチ土層断面



#### 4. 古川改修

##### (位置と経緯)

調査対象地は大川郡大内町川東で、大内町と白鳥町の町境の丘陵の西側の裾部を南北に流れる小河川の改修予定地である。調査地の北側に隣接して平成11年度に発掘調査を実施した小僧遺跡があり、南西部一带は平成9～11年度に四国横断自動車道や県道建設に伴って発掘調査を実施した原間遺跡がある。

本事業は四国横断自動車道の関連で周辺地域の整備事業の一環として平成10年度に計画されたものである。現河川の拡幅し一部新規河川として整備するもので、用地買収がまとまって終了した部分について試掘調査を実施していくことで、香川県長尾土木事務所と合意に達している。下流域については平成10年度に試掘調査を行い、保護措置の必要な箇所については小僧遺跡として平成11年度に(財)香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施している。今回は小僧遺跡の南側と四国横断自動車道のインターチェンジの間の部分について、平成12年9月26日・27日に試掘調査を実施した。

##### (調査結果及びまとめ)

1～3トレンチは小僧遺跡の南側に位置するが、基本的に現古川の旧河道・氾濫原で遺構は検出されず、遺物も須恵器の細片が1点出土したのみである。

4・6・7トレンチでも基本的に現古川の旧河道・氾濫原で遺構・遺物は検出されなかった。

5トレンチでは古川に近い部分では旧河道・氾濫原であったが、西側に離れた部分では中世以前の低地部分と考えられる。検出した遺構は水田の畦畔と考えられるもので、有機質を含んだ黒い層も検出された。低地あるいは古川の中世以前の旧河道・氾濫原を利用して水田を営んでいたものと考えられる。四国横断自動車道の大内インターチェンジ部分は弥生時代の拠点集落である原間遺跡がある。微高地部分に集落を築き、周辺の低地部分に水田などを営んでいたことは想像に難しくなく、調査地も原間遺跡の生産域の一つと考えられる。

以上のことから、第30図に示したように5トレンチを中心とした部分は「原間遺跡(わらまいせき)」として、事業の実施に先立ち文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



第29図 調査位置図(「三本松」)



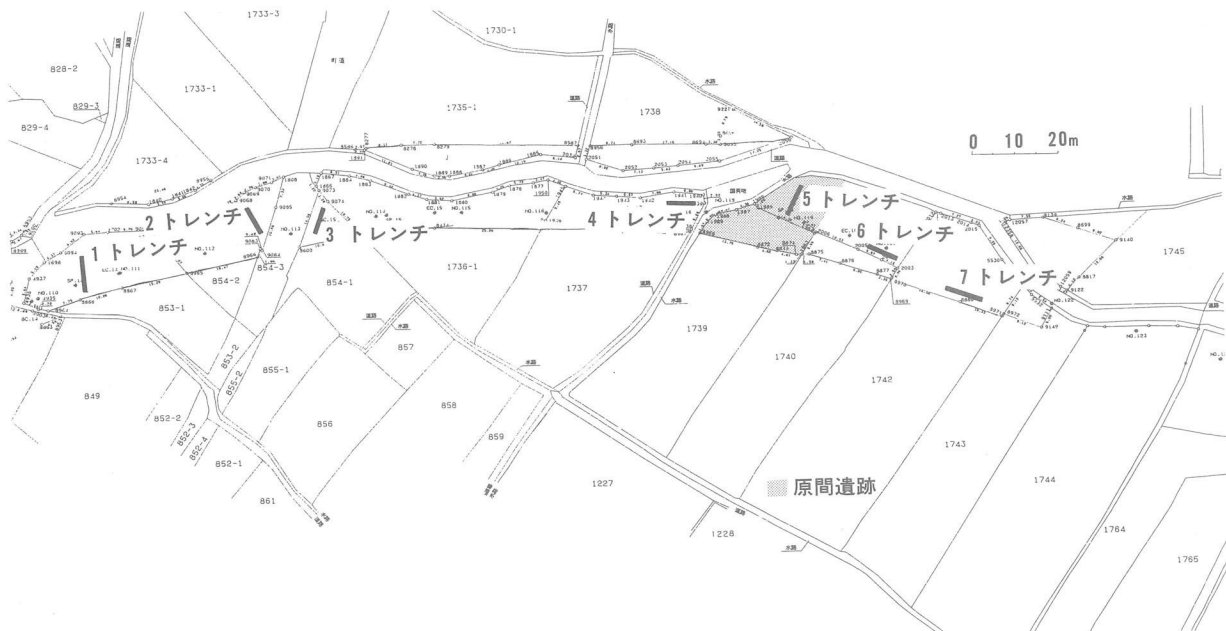
写真41 2トレンチ自然河川土層



写真42 5トレンチ土層

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	10×2	なし	須恵器	耕作土・床土直下で、厚さ40cmの茶～灰色の砂・砂混じり粘質土となり、その下は80cmの自然河川の堆積である暗灰～黒褐色粘土になる。
2	10×2	なし	なし	耕作土下30cmで明灰色粘土層から掘り込まれた灰色～暗灰色粘土の埋土をもつ自然河川を検出。
3	5×2	なし	なし	耕作土直下から褐色系の砂と灰色粘土が交互に堆積する。125cm下で青灰色粘土層に至る。
4	10×2	なし	なし	耕作土・床土直下で茶褐色砂層となり、その下は灰色粘土・灰褐色砂層である。
5	10×2	水田畦畔	なし	耕作土・床土下20cmで畦畔状の高まりをもった暗灰色粘土層に至る。この下は黒褐色粘質土になる。古代以前の水田層と考えられる。
6	10×2	なし	なし	耕作土・床土下10cmで湧水を伴う褐色砂層となる。
7	10×2	なし	なし	耕作土下35cmで湧水を伴う明灰色砂層となる。

第15表 各トレンチの概要



第30図 トレンチ配置図

## 5. 土庄高等学校校舎改築

### (位置と経緯)

香川県教育委員会事務局高校教育課では、土庄高等学校の校舎の老朽化に伴い、平成13年度から旧来のグラウンドに校舎を増築することを計画していた。

同課から埋蔵文化財包蔵地の有無についての照会を受けた文化行政課では、同校の所在地が土渕海峡に面した海岸線であることから、旧地形が海浜であれば、貝塚、製塩遺跡等の存在が予測されることから、事業に先立って試掘調査を実施することが適当であるとの判断を下し、高校教育課と土庄高等学校の協力のもとに平成12年10月6日に現地調査を実施した。

事業地は標高1m前後の低地であり、満潮時には校庭の一部が冠水することが知られている。また、同校建設以前には、周辺地域において塩田の存在に関する伝承があることもわかっている。

協議範囲は第1期に建築される校舎の予定地である。当該地は旧来のグラウンドのほぼ中央部に位置しており、東端部が土渕海峡まで約56mの至近距離である。

### (調査結果及びまとめ)

調査トレンチは協議範囲の中央部に、予定されている建物の主軸と平行に重なるように9箇所を設定した。調査結果は下表のとおり、すべてのトレンチにおいて同一の層序と層厚を示し、遺構・遺物は全く認められなかった。また地表面から浅い位置において海水の激しい噴出を認めたことから、旧地形が汀線下の海浜であることが判明した。

したがって、当該協議範囲については文化財保護法にもとづく保護措置は不要であるとの判断を下した。



第31図 調査位置図(「土庄」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1 ～ 9	3×2	なし	なし	現地表下1.3mにおいて基盤層(旧海浜を形成していたと考えられる白色砂層)を検出。基盤層の上位にはグラウンド造成土が存在する。

第16表 各トレンチの概要



写真43 調査前風景

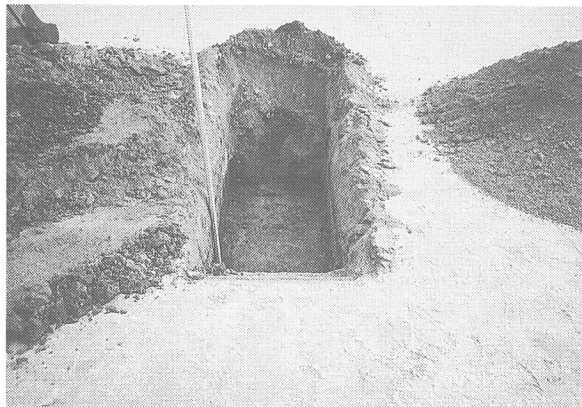


写真44 1トレンチ全景

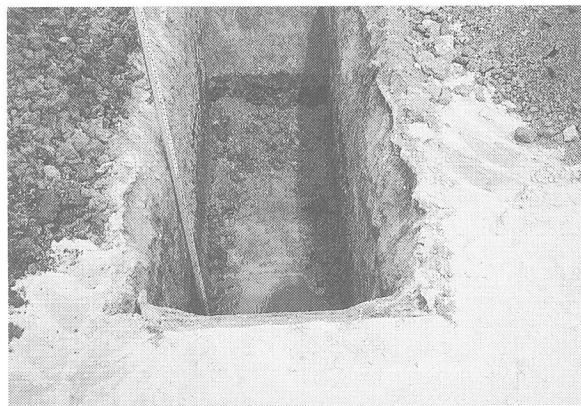


写真45 9トレンチ全景

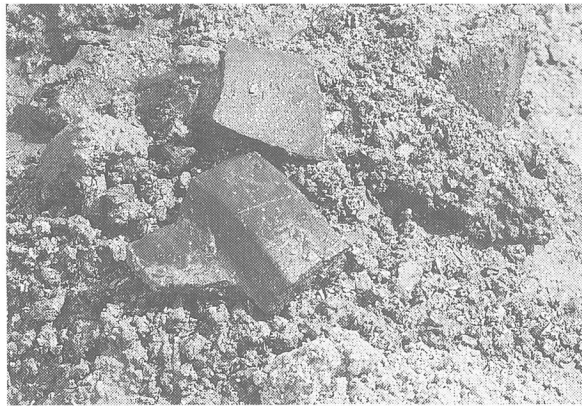
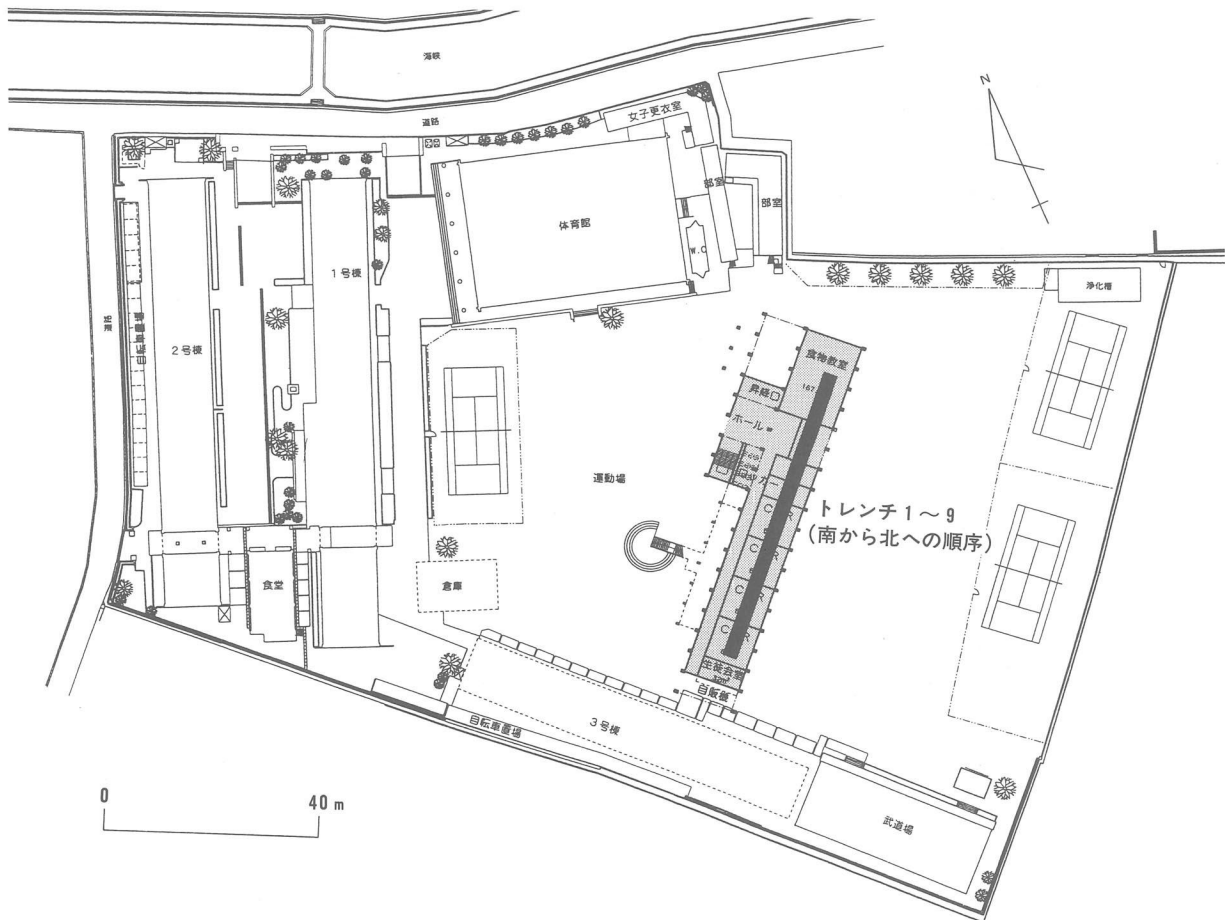


写真46 造成土出土遺物



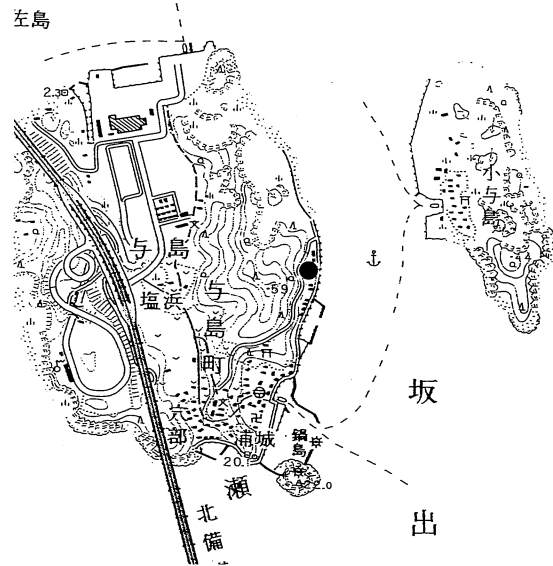
第32図 トレンチ配置図

## 6. 与島駐在所新築

### (位置と経緯)

香川県警察本部会計課では、坂出警察署与島駐在所の老朽化に伴い、平成12年度中に現存建物の撤去と新しい建物の建設を計画していた。

当該事業地については周知の埋蔵文化財包蔵地である「大洲浜遺跡」内に位置しており、文化財保護法にもとづく事前の保護措置を講じる必要性があったことから、同課から埋蔵文化財の取り扱いについての照会を受けた文化行政課では、埋蔵文化財包蔵地の内容を確認し、事業計画との調整をはかるためには試掘調査を実施することが適当であるとの判断を下し、香川県警察本部会計課の協力のもとに平成12年10月16日に現地調査を実施した。



第33図 調査位置図(「本島」)

事業地は坂出市与島の東海岸に位置しており、堤防と道路のみで海と隔てられている。旧地形は背後の丘陵からの緩い斜面が海岸線まで続く海浜の状態であったことが推測できる。

大洲浜遺跡については、昭和30年代にすでにその存在が知られており、小規模な発掘調査が実施されたことが記録されている。また、表面採集による遺物の収集も断続的に行われており、現状においても丘陵裾部の宅地を中心として濃密な遺物包含層の露出を認めることができる。

### (調査結果及びまとめ)

調査トレンチは協議範囲のうち、建物の基礎工事箇所にも重なるように設定した。

調査結果は下表のとおり、1、2、4トレンチにおいて基盤層と考えられる海砂層の上位に遺物包含層を検出し、古墳時代に属することが考えられる土師器、製塩土器、魚骨を採取した。しかしながら、遺物量が少なく、遺構を検出するには至らなかったことから、遺跡の主体部は丘陵裾部の宅地周辺に存在し、当該地は縁辺部に相当することが推測された。

事業計画が建物の基礎工事箇所のみを掘削し、他の箇所については盛土工法によって施工されることから、本調査によって埋蔵文化財の保護措置を終了した。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	6×1	なし	製塩土器	海側は現地表下0.5mにおいて基盤層(白色砂層)を検出。上位に厚さ0.1mの遺物包含層が堆積。丘陵側は旧堤防工事により基盤層まで掘削が及ぶ。
2	9×1	なし	なし	北側は現地表下0.8mにおいて基盤層(白色砂層)を検出。南側は旧堤防工事により基盤層まで掘削が及ぶ。
3	11×1	なし	なし	現地表下1.2mにおいて基盤層(白色砂層)を検出。
4	5×1	なし	なし	現地表下1.2mにおいて基盤層(白色砂層)を検出。
5	3×2	なし	製塩土器	現地表下1.0mにおいて基盤層(白色砂層)を検出。上位に厚さ0.1mの炭化材が混入する遺物包含層が堆積。

第17表 各トレンチの概要

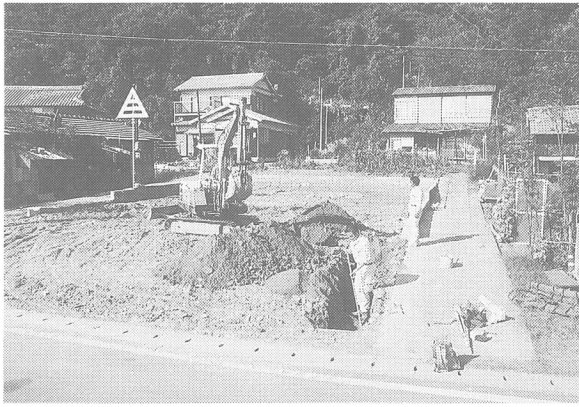


写真47 調査地風景

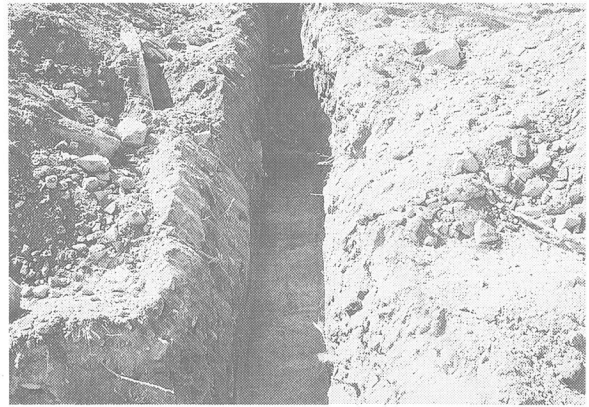


写真48 1トレンチ全景

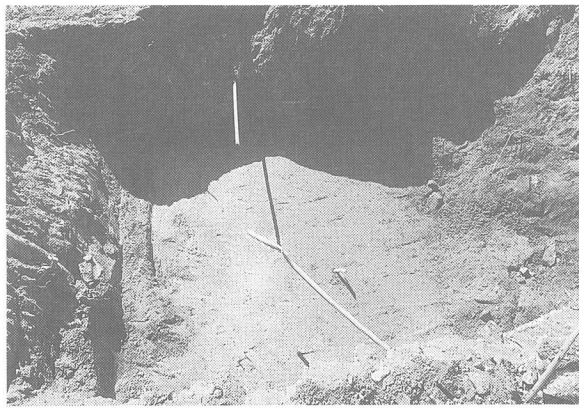


写真49 4トレンチ全景

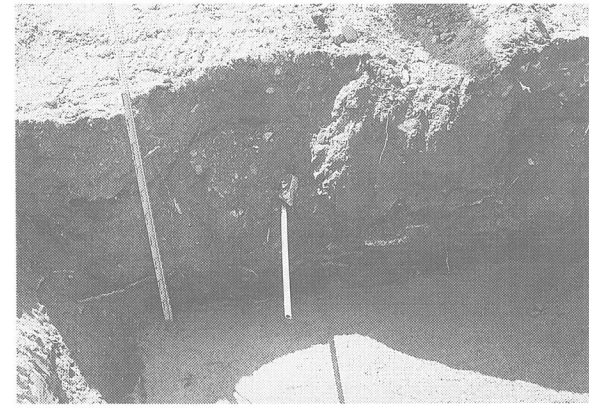
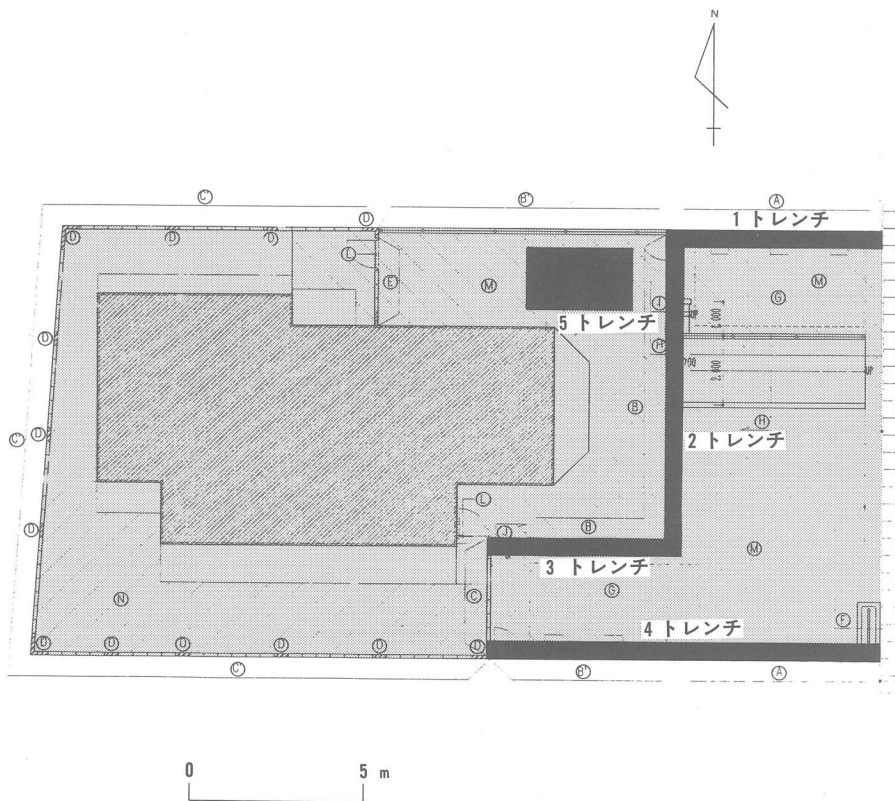
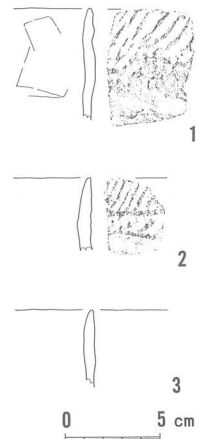


写真50 4トレンチ断面



第34図 トレンチ配置図



第35図 遺物実測図

## 第5章 農林事業等予定地内の調査

### (1) はじめに

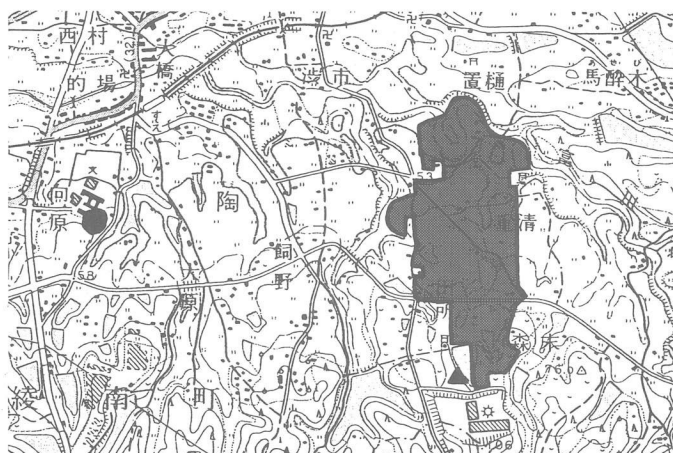
農林事業等と埋蔵文化財の保護については、ほ場整備事業を昭和63年度より遺跡詳細分布調査対象に加え平野部及び低丘陵部における遺跡の有無・内容等を確認してきた。その経緯については平成5年度と同調査報告に詳述がある。今年度については、平成8年度から継続して埋蔵文化財の取り扱いについて随時協議を行っている県営ほ場整備事業（綾南南部地区）で試掘調査を実施している。また、国営農地防災事業の一環として中国四国農地防災事務所が昨年度から継続して実施している北条池改修事業についても、埋蔵文化財の保護について随時協議を行い事前の試掘調査を実施した。一方、新規事業として、綾歌土地改良事務所が所管している県営ほ場整備事業（綾上山田地区）及び三豊土地改良事務所が所管している西讃南部広域農道建設事業についても、埋蔵文化財の保護について措置を図る必要が生じたことから事前の試掘調査を実施し、その保存協議に必要な資料を得ている。

### (2) 調査の概要

#### 1. 県営ほ場整備（綾南南部地区）

##### （位置と経緯）

調査対象地は綾歌郡綾南町陶字重清～森末及び向原に位置している。近辺の地形は、綾南町南部の丘陵地帯を東西に流下する現在の富川が形成した大きな谷筋に向かってそそぎ込む小河川が形成した南北方向の小規模な谷筋が幾重にも並ぶ景観を呈している。これまで、標記事業と埋蔵文化財の保護に関しては事業主体である綾歌土地改良事務所と平成9年度から継続的に協議を実施し、試掘調査を行い周知の埋蔵



第36図 調査位置図（「白峰山」「滝宮」）

文化財包蔵地以外に新たに10世紀後半と推定される「平松池窯跡」を確認している。昨年度は、広大な事業対象地の西側に位置する向原地区及び農業用のため池である深池の拡張改修工事範囲に存在する「深池窯跡」において試掘調査を実施した。その結果、向原地区では弥生時代と中世の遺構を検出した「向原遺跡」を確認し、深池では「深池窯跡」は2基の窯跡が重複している事などを確認した。この成果をもとに綾南町教育委員会が「深池窯跡」の発掘調査を実施しているが、池底に広がる灰原は分厚いヘドロ層に阻まれており、経費も十分に確保できなかったことから窯跡本体のみの調査となっている。一方、深池の北方で事業対象地のほぼ中央に位置する精華地区のほ場整備事業が本格化する旨を受けた県教委では、再度分布調査を実施するとともに綾歌土地改良事務所と再度協議を行っている。事業面積が広大であることや未確認の窯跡等が存在する可能性も考慮されたため、事前の試掘調査が必要と判断した。また、綾南中学校の南側隣接地において、地権者の意向で地下げを実施するとの連絡を受けた。隣接地は綾南町教育委員会が町

道建設に先立って発掘調査を実施した「向原遺跡」が存在することから、遺跡の広がりが続くことが予想されたため、綾歌土地改良事務所と協議を行い、試掘調査を実施することとした。

これらの状況から、今年度は「深池窯跡」の灰原の確認調査及び精華地区・向原地区のほ場整備事業に先立つ試掘調査を実施した。なお、調査に際しては地元地権者各位の多大な御理解・協力を得ている。

**(調査結果とまとめ)**

向原地区の調査については、対象地全面の耕作土が除去されていたため、調査面積約30㎡の遺構検出から実施した。その結果、全体に大規模な削平を受けて耕作土直下に地山層が認められているものの溝1条、柱穴10基を確認することができた。溝は町教委調査区の東端で出土したものと連続するもので、第37図に示した弥生中期土器や石器以外にもサヌカイト片が出土している。町教委調査で確認した弥生時代中期の竪穴住居からなる集落の東端を区切る溝である可能性が高い。柱穴は3種類の埋土を有していることから、3時期にわたるものと思われるが、建物を示すような並びは認められなかった。

以上の結果から、当該地は「向原遺跡」の一部に当たるが、今回の試掘調査をもって文化財保護法に基づく事前の保護措置は終了した。



写真51 向原遺跡遺構検出状況



写真52 向原遺跡土層断面

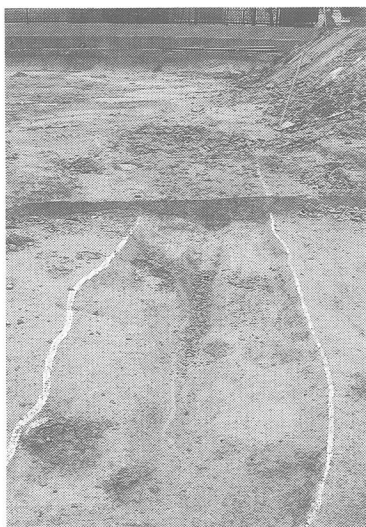
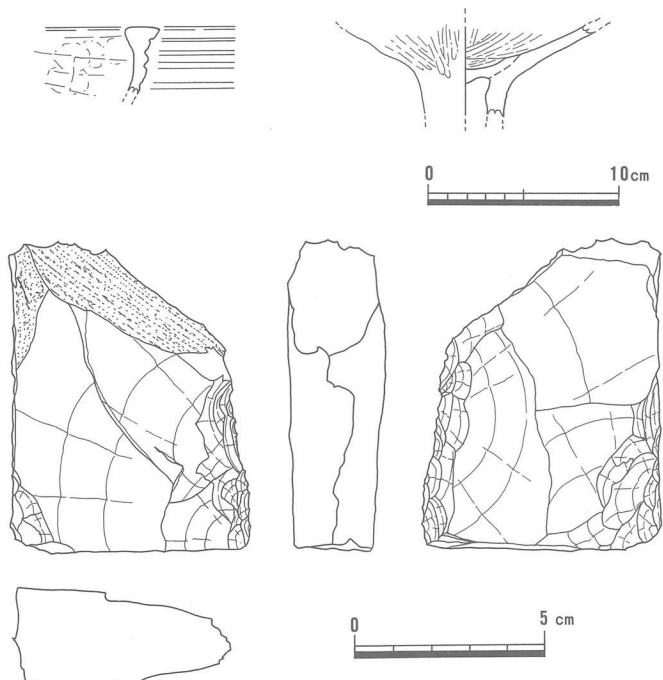


写真53 向原遺跡溝全景



第37図 向原遺跡溝出土遺物実測図 (S=1/4)

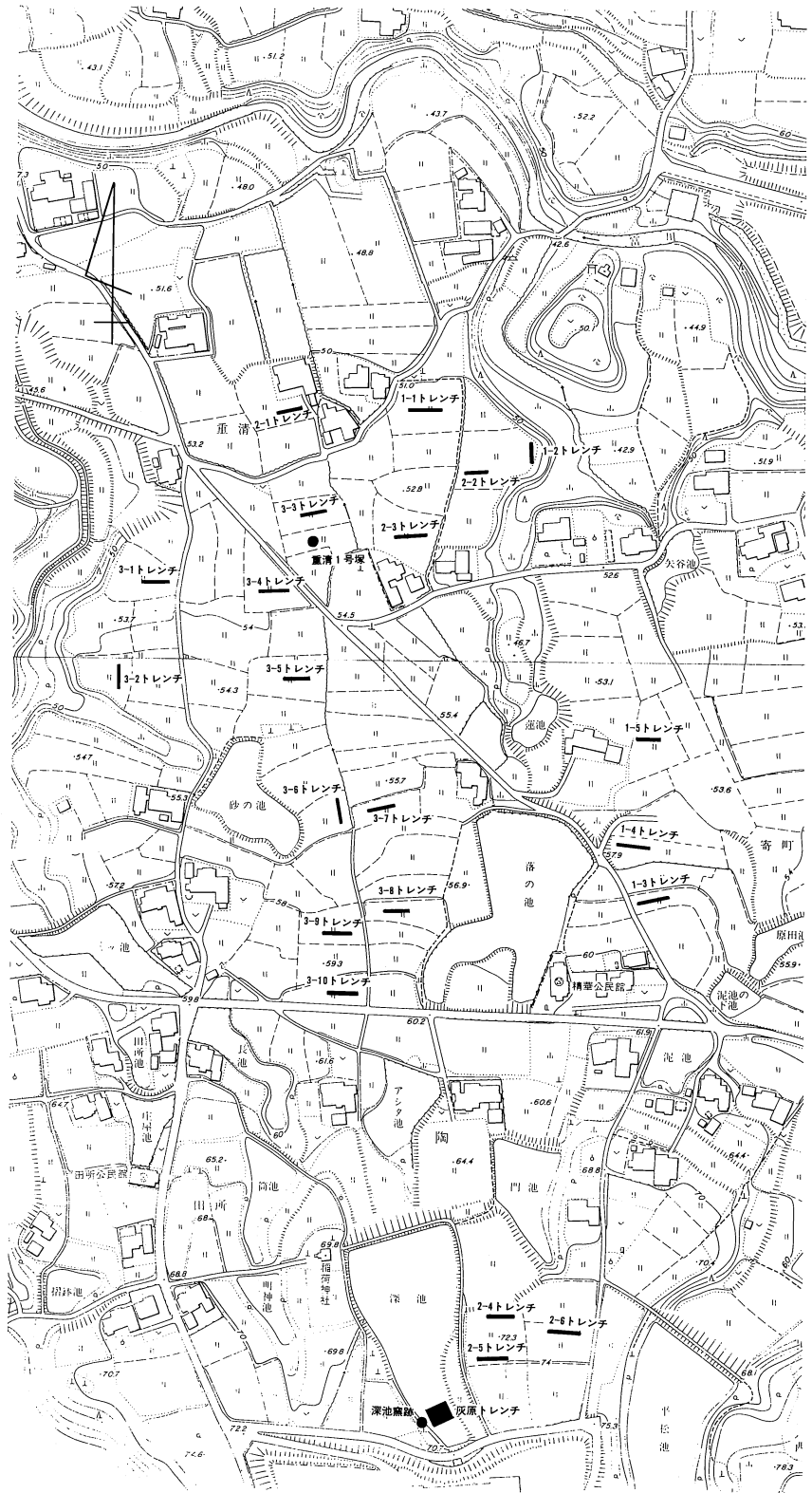


精華地区の調査については、事業対象地が広大なため3回に分けて試掘調査を実施している。第38図に示したとおり計21箇所にてトレンチを設定して実施しており、調査面積は合計で370m<sup>2</sup>である。調査の結果、大部分のトレンチにおいて耕作土直下に地山層である黄色系粘土層が検出されたことから、戦後に実施された構造改善事業等によって大規模な削平を被っていることが判明した。遺構を確認したトレンチはわずかに2本（1-1・2トレンチ）にすぎず、また、遺物に関しても2-1トレンチで包含層中から中世頃の須恵器・土師器の細片を採取したにすぎないが、当該地にかつては小規模な集落が存在したことが想定される。

また、対象地内には小谷を堰き止めて作られたため池が複数存在しており、新規に窯跡の存在が予想されたことから分布調査を繰り返したが、須恵器等の散布は認められず、新たな窯跡は検出されなかった。以上の結果から、今回の協議範囲については、事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要であると判断した。

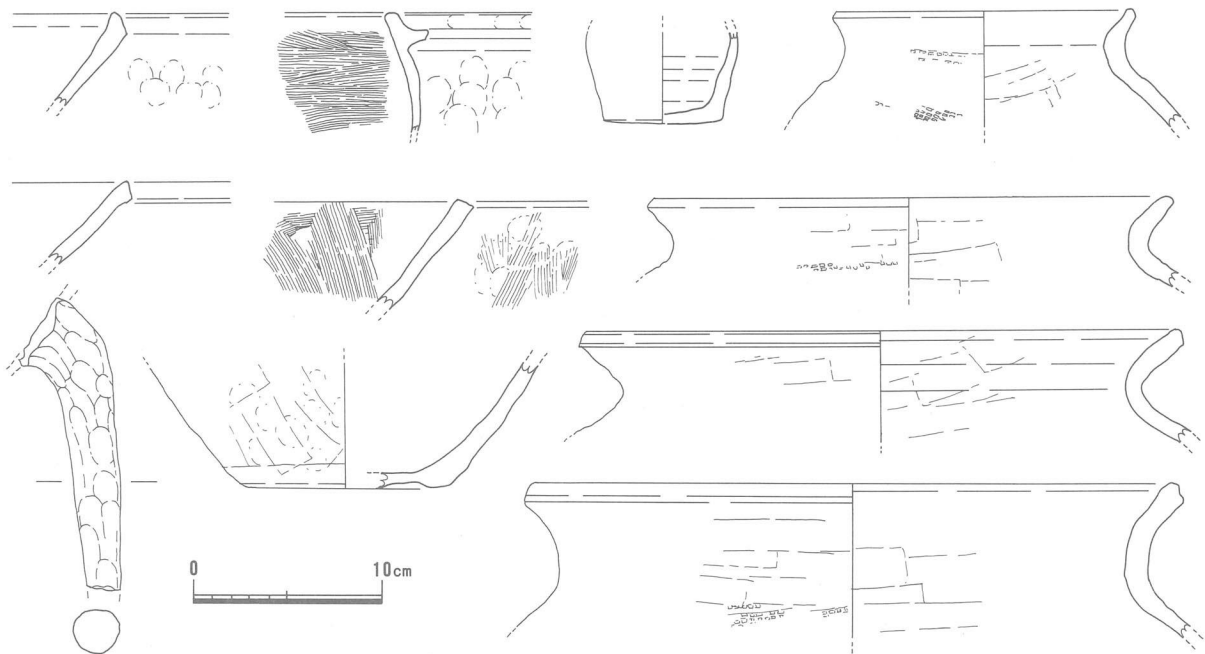
また、対象地中央やや北寄りの水田の中に90cm四方程度の小さな塚が存在して

おり、地元の意向としても保存しないということであったので、あわせて調査を実施した。調査の結果、表土直下に濁黄灰色粘質土に混じって拳大の円礫及び中世土器片多数が認められた。礫や土器片の出土状況に規則性は全く認められず、単純に盛り上げただけの状況である。第39図に



第38図 トレンチ配置図 (S=1/5,000)

示した土器片はほとんど接合できるものが認められないことなどから、埋葬施設や経塚等の性格を持つものとは考え難い。おそらく、水田耕作の際に土中から出てきた円礫や土器片を1箇所へ寄せ固めた結果、塚状を呈したものと思われる。このことから、かつて近辺には中世の遺構ないし包含層が存在していたが削平で消滅してしまったものと判断できる。なお、この塚については地名を取って「重清1号塚(しげきよ1ごうづか)」と呼称することとし、今回の試掘調査をもって文化財保護法に基づく事前の保護措置を終了した。



第39図 重清1号塚出土遺物実測図 (S=1/4)



写真54 重清1号塚全景

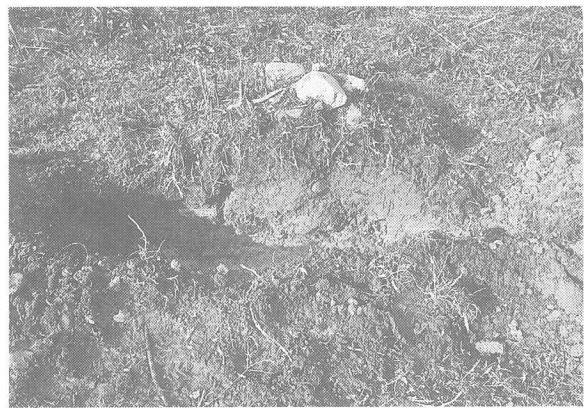
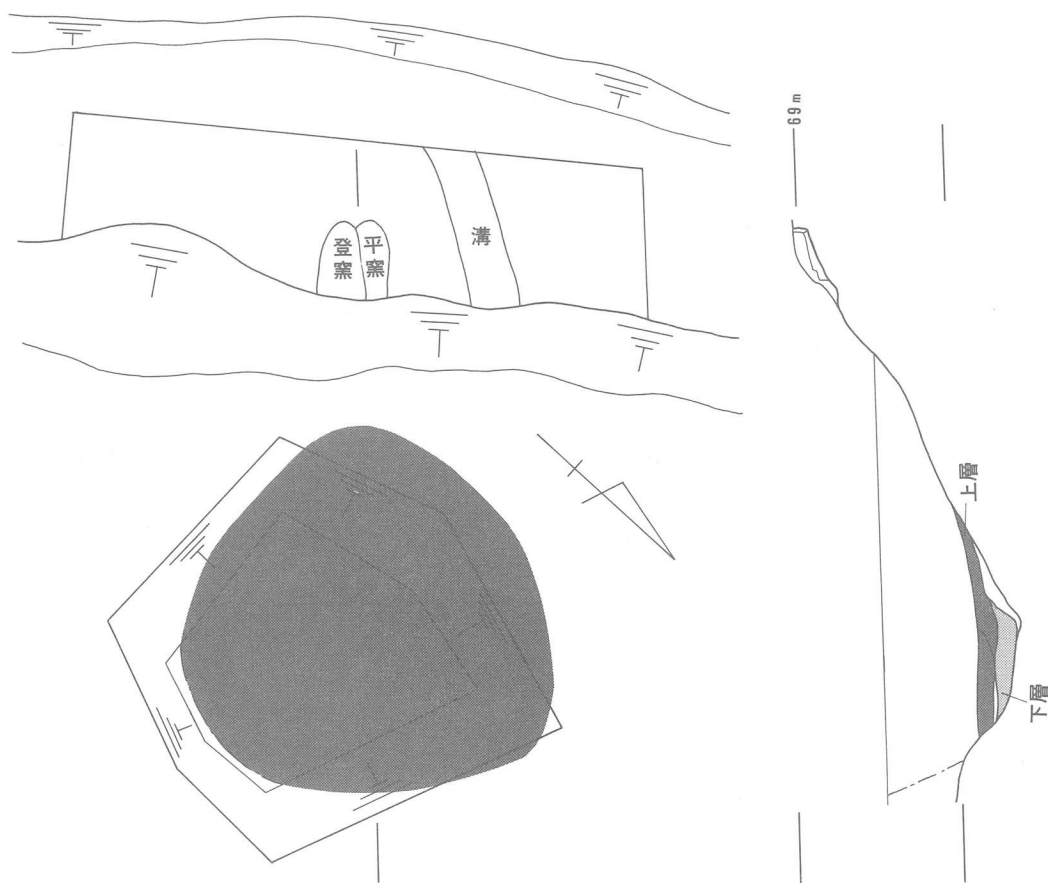


写真55 重清1号塚断面

深池窯跡の調査については、先述したとおり綾南町教育委員会が行った発掘調査で着手できなかった池底の灰原部分について実施している。堆積しているヘドロ層は約2.5mの厚さがあり、重機が進入できないことから、周囲のヘドロ層にセメント粉を混入・攪拌しながら硬化させた後に重機で上位のヘドロ層を除去し、調査を実施した。トレンチは概ね10m四方で、調査面積は約100㎡である。調査の結果、湧水とヘドロの崩落が著しいものの、ヘドロ層の下に多量の須恵器片を含んだ暗灰色粘土層(上層)と黒褐色粘土層(下層)が堆積している状況を確認した。下層の黒



第40図 深池窯跡灰原トレンチ配置図 (S=1/200)

褐色粘土層はおおむね不正長楕円形を呈しているようで、南北方向は確認できなかったが東西方向で約8mほどの広がりをもっている。上層の暗灰色粘土層はそれよりも一回り大きな広がりをもっているものとみられる。第41図に図示したように、上層からは杯類を中心とした須恵器片が、下層からは甕類を中心とした多量の須恵器片に混じって数点の炭化材が出土している。出土した遺物量は上層からコンテナ2箱、下層から16箱の計18箱分である。厚さ30cmの上層と80cmの下層の間には灰白色砂質土層が10cmの厚さで認められる。また、下層の下位には谷底を形成する灰色粘土層や灰色砂礫層が存在しており、灰原は谷底直上に堆積していることがわかる。既に報告されている深池窯跡の窯跡2基の調査成果からは、杯類を焼成した平窯が古く、甕類を焼成した登窯のほうが新しいと報告されている。今回調査した灰原の堆積状況と比較すると、下層は甕類が多く上層は杯類が多く出土しており、窯の順序とは逆転していることになる。窯の焚き口から灰原層まではかなり傾斜がきつく、かつ崩落によって堆積状況が確認できなかったため詳細は判明しないが、斜面途中に堆積していた平窯の灰層が、後で作られた登窯の灰層が谷底に堆積した(下層となる)後に斜面をずり落ちて二次堆積(上層となる)したという状況が想定できよう。出土遺物の年代は杯類が10世紀後半頃、甕類が11世紀後半～12世紀頃で、窯跡の調査成果と矛盾しない。

以上の結果から、当該地は「深池窯跡」の灰原に当たると判断されるが、今回の試掘調査をもって文化財保護法に基づく事前の保護措置は終了した。



写真56 深池窯跡灰原調査地遠景

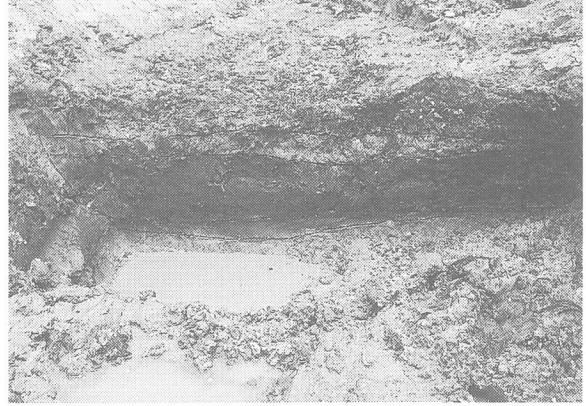


写真57 深池窯跡灰原土層断面（南北）

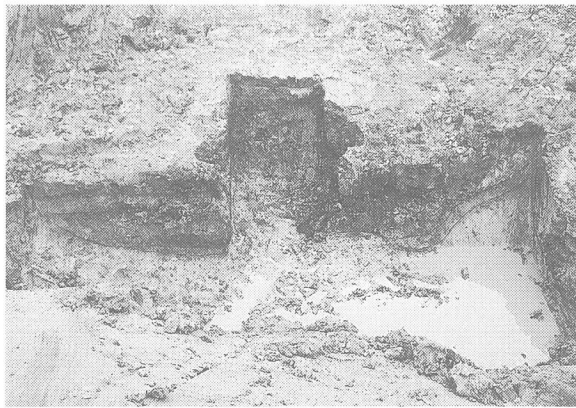


写真58 深池窯跡灰原土層断面（東西）

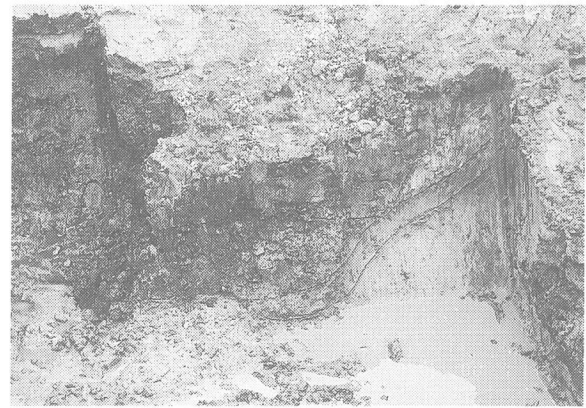


写真59 深池窯跡灰原土層断面（東西）



写真60 1-1 トレンチ全景

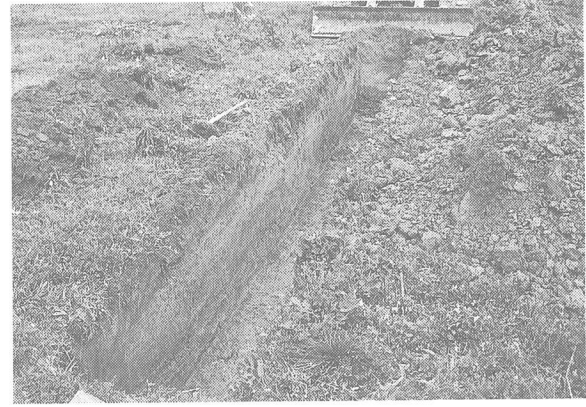


写真61 2-1 トレンチ全景

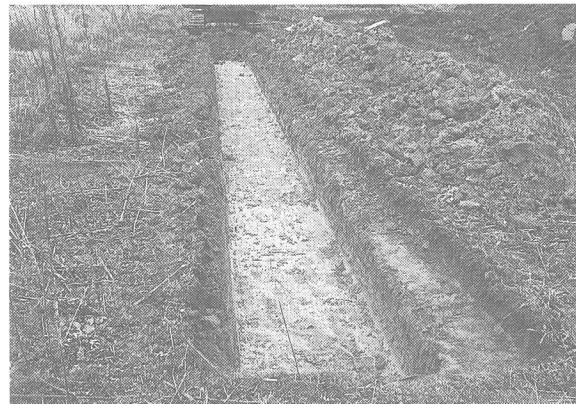
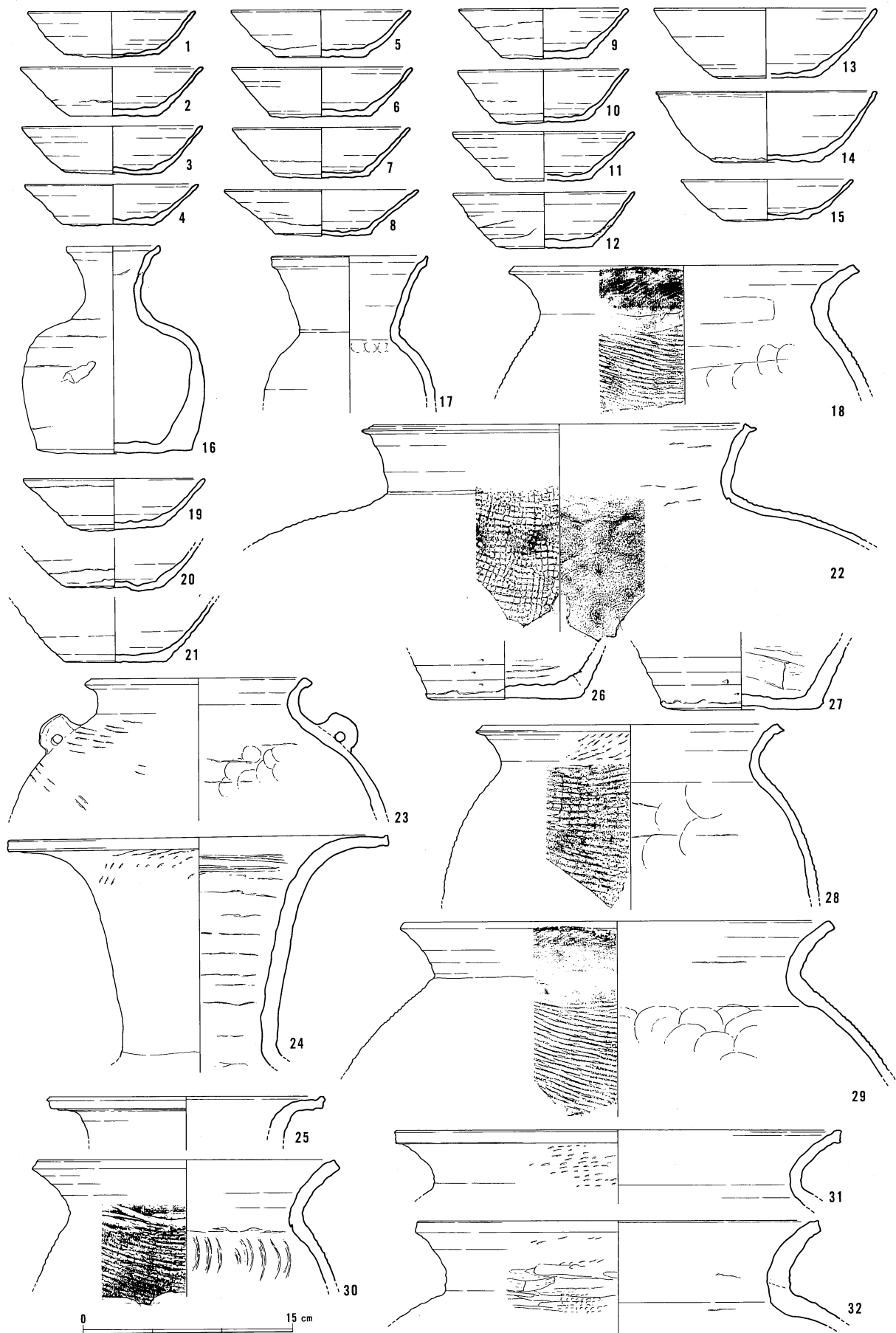


写真62 3-6 トレンチ全景



写真63 3-10 トレンチ全景

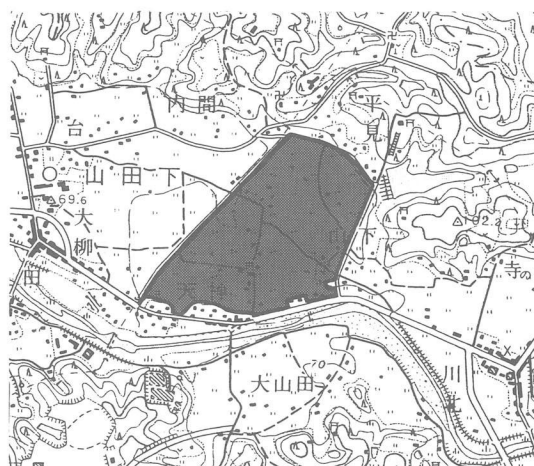


第41図 深池窯跡灰原出土遺物実測図 (S=1/4)  
 (1~18...上層, 19~32...下層)

## 2. 県営ほ場整備（綾上山田地区）

### （位置と経緯）

調査対象地は綾歌郡綾上町山田下字天神、山下及び平見に位置している。対象地周辺は南東から山間部を縫って流れてきた綾川が、綾南町南部～綾上町にかけての丘陵地帯にぶつかって西に方向を変える地点にあたり、繰り返す河道の移動と氾濫を繰り返した結果もたらされた小平野となっている。現状でも旧河道の痕跡が残っており旧河道の間が微高地状を呈しているが、それぞれが水田や畑地として土地利用されている。対象地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である「天神さん」「天満宮」の2カ所が記録されている。



第42図 調査位置図（「滝宮」）

新たにこの地域のほ場整備事業が綾歌土地改良事務所により計画された。これを受けて県教委は事業面積が広大であることや周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれていることなどから事前の試掘調査が必要と判断し、事業主体と協議の上で調査を実施している。

### （調査結果とまとめ）

調査は8箇所のトレンチを設定して実施した。調査面積は110㎡で、各トレンチの概要は第18表の通りである。対象地内に存在した周知の埋蔵文化財包蔵地「天神さん」（2トレンチ）、「天満宮」

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	20.0×1.2	溝1 柱穴4 土坑2	須恵器・ 土師器片	耕作土・床土直下で柱穴等を検出。溝は遺構のベース層下の濁黄灰色シルト層（地山）から掘り込まれており、遺構面は2面存在する可能性が高い。
2	15.0×1.2	なし	なし	耕作土直下に砂礫層・砂層が繰り返し堆積。
3	15.0×1.2	なし	土師器片 1点	耕作土直下に希薄な包含層である灰褐色・黄褐色・淡褐色粘土層があり、その下は西へ緩やかに傾斜する地山層の淡黄色粘土と灰色砂礫層が堆積。
4	7.0×1.2	なし	なし	堆積状況は4トレンチと同様だが、希薄な包含層は削平を受けたためか浅くなっている。
5	11.0×1.2	なし	なし	50年ほど前に西半部に客土して1筆にしたという聞き取りを確認した。客土下は砂礫層が存在。
6	13.0×1.2	なし	なし	50年ほど前に複数を1筆にしたという聞き取りを確認。西側には客土層があり、客土下は砂礫層が存在。
7	10.0×1.2	なし	土師器片 陶器片	耕作土直下で希薄な包含層の黄褐色粘質土があり、その下は南西に緩やかに傾斜する灰色砂礫層が存在。
8	10.0×1.2	柱穴2	なし	耕作土下に間層を1層挟んで柱穴2基を検出した遺構面が存在。遺構面のベース層は安定した黄色粘質土。

第18表 各トレンチの概要



第43図 トレンチ配置図 (S=1/5,000)

(3トレンチ)では明確な遺構・遺物を確認することはできなかった。対象地南西に位置する微高地上の1トレンチでは溝・柱穴・土坑を検出している。各遺構から出土遺物は確認していないが、中世頃のものである可能性がある。また、対象地北方の低丘陵裾にあたる8トレンチでも中世頃の可能性がある柱穴を検出した。中央の微高地上の5・6トレンチでは砂礫層が浅い位置で確認できたことから、この微高地は旧河道間の中州に相当すると思われる。4・7トレンチは旧河道部にあたる。また、3トレンチの南東側に存在する塚状の石積みは、地元の聞き取りによれば水田耕起の際に不要の礫を積み上げたものということである。当該地一帯が河川の氾濫原であったことからすると、耕作土直下のような比較的浅い位置で礫が出ることは自然といえよう。

以上の結果から、第43図に示す範囲については、中世頃の集落跡が広がるものとして、小字名をとり西側の1トレンチ付近を「北代(きただい)遺跡」、北東側の8トレンチ付近を「内又(ないまた)遺跡」と呼称し、標記事業の実施に際しては文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要であると判断した。



写真64 1 トレンチ遺構検出状況

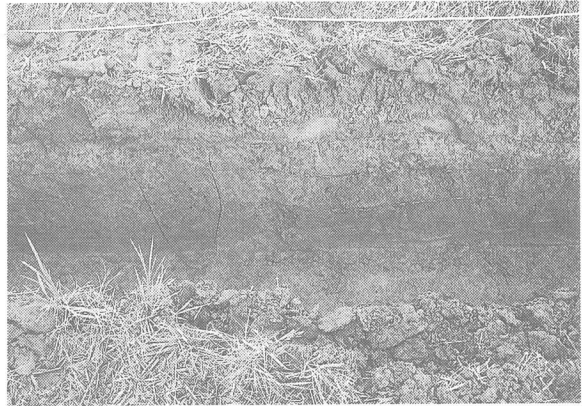


写真65 1 トレンチ土層断面

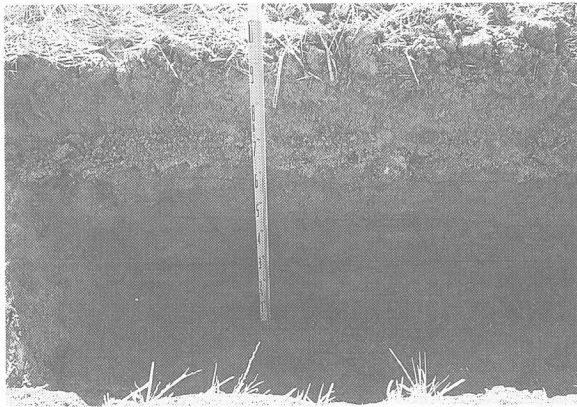


写真66 2 トレンチ土層断面



写真67 5 トレンチ土層断面



写真68 7 トレンチ全景

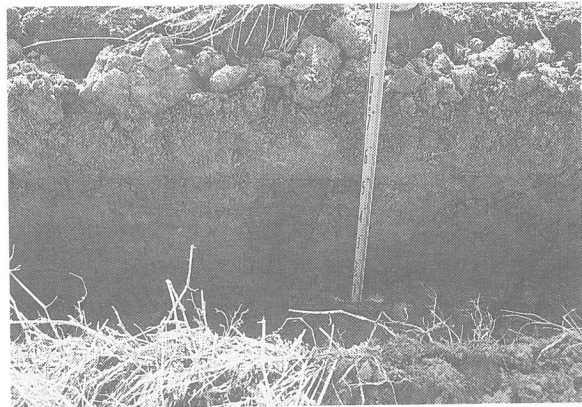


写真69 7 トレンチ土層断面



写真70 8 トレンチ土層断面

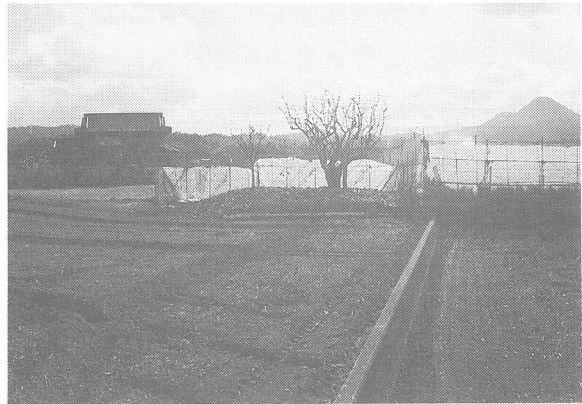


写真71 3 トレンチ東方の塚